

平成28年度
事業計画書

社会福祉法人北海道ハピニス

＜法人本部＞

「基本理念」

ご利用者の「健やかな生活」の実現のため、心をこめた福祉サービスの提供を全力で実行します。

「基本方針」

基本理念を実現するための福祉サービスとして、人権の尊重を基本とし、お一人おひとりが「その人らしい生活」を主体的に過ごせるよう支援と援助を提供します。

1. はじめに

平成27年度介護報酬改定は、高齢・障がい分野ともに実質的な大幅報酬ダウンとなり、全国的に閉鎖に追い込まれる事業所も増加傾向にある。当法人にとっても、この度の報酬改定による法人経営への影響は、当初極めて深刻なものとなるとの見込みであったが、特別養護老人ホーム和幸園の全面改築による定員の増加、ユニット型個室への事業転換により、大きく収益を上げることができた。加えて、障がい者支援施設グリーンハイムの稼働率の向上、各事業所の経営分析と改善策の早期実施等が功を奏し、各事業においても基本報酬の減額はあったが、昨年比で同等の収支が見込まれている。

今後も厳しい制度変革が見込まれる中で、制度変革に翻弄されない強固な組織づくりのため、平成27年度より法人として「経営基盤の安定のための5つの視点」を掲げた。それぞれの事業所、全ての職員がベクトルを合わせることで「大きな力」となり、今後も北海道ハピネスが社会福祉法人としての責務を果たし続けるベースになるものと考えている。

ご利用者やご家族の皆様をはじめ、地域の方々の期待に応え、ご利用者お一人おひとりの尊厳と安心、そして職員の充実した生活を今後も確保するために、ご利用者・ご家族、地域住民、行政や様々な団体などと手を携え、職員一同、なお一層の努力を重ねていく。

平成27年度に当法人は「ワークライフバランス取組推進宣言企業」の認証を受け、仕事と生活の調和の実現に向けた取組みを開始した。これは、人口減少時代において、法人の活力や競争力の源泉である有能な人材の確保・育成・定着の可能性を高めるものであると考えており、今後の法人の重点課題であると考えている。「ワークライフバランス憲章」では、こうした取組みは、法人にとって「コスト」としてではなく、「明日への投資」として積極的に捉えるべきであり、職員は協調して生産性の向上に努めつつ、職場の意識や職場風土の改革と合わせ、働き方の改革に自主的に取り組むとされている。そのような視点のもと、当法人として平成28年度に力を入れたいのが「人」である。各都道府県の第6期介護保険事業支援計画によると、2025年度不足する介護人材数は37.7万人にもなる見込まれている。優れた人材の育成や定着は、施設の安定的な運営においても、職員にとっての働きやすさや働き甲斐の面でも、また、サービスを受けるご利用者の満足度の面でも極めて重要である。福祉分野における人材の定着率の低さの理由に処遇面の問題が挙げられるが、社会福祉法人は確たる財政基盤がなく制度リスクが他の業種に比べ高いという特徴がある。設備構造基準、人員配置基準、さらには運営費の資金使途規制などで経営の基礎となる「ヒト・モノ・カネ」が縛ら

れ、その制度改正によって経営は大きく影響を受ける。処遇を改善すると経営の悪化に繋がることもあるという状況下で、安定的な経営を維持しながら、職員が満足する処遇改善を図るというバランスをとることは非常に困難であるが、当法人としては、収支の数値目標を職員に示し、目標達成時には職員に還元することや適切な組織マネジメントにより、キャリアに応じた研修の機会を設け、仕事を通じた満足感や職員個々の働き甲斐を創出し、働き続けることに対するモチベーションを喚起、向上させていくことに努める。

また、職場においてチームとして仕事に取り組む中で、快適な人間関係を構築することにより、不安や悩みを軽減し、仲間との連帯感が生まれ、離職を抑制することが可能となると考えている。そのために、中堅職員を育成するとともに、新人職員の指導等の充実を図り、組織全体で人材を大切に育てる雰囲気醸成し、日々の業務の中で同僚と快適な人間関係を築けるような組織マネジメントの強化に取り組んでいく。

加えて、職員により提供されるサービスは、ご利用者の満足度や法人の対外的評価に直結する重要な要素であり、「人材確保」、「人材の育成」、「長く働き続けられる環境の整備」は、サービスの源泉となる重要な課題である。キャリア正職員と正職員の格差是正や定着率向上に向け、職員が潤滑な人間関係のもとで、心身共に健康でやりがいと誇りをもって業務遂行ができる環境整備に努めていく。

2. 社会福祉法人を取り巻く現状と基本方針

平成27年度は、社会福祉法人にとって経営環境が大きく変革した年であった。高齢福祉の分野では、介護報酬の改定、障がい福祉の分野では介護報酬の改定に加えて、障害者総合支援法の施行後3年の見直し、また新会計基準の完全施行、そして今後注視していかなければならないのが社会福祉法の改正である。

「社会保障審議会福祉部会報告書」では、社会福祉法人制度の見直しについて、公益性・非営利性の徹底、国民に対する説明責任、地域社会への貢献の3つの「基本的な視点」を示している。報告書では、以下の各項目で「基本的な視点」に基づく提言を行っている。

- ① 組織経営のガバナンス強化
- ② 事業運営の透明性向上
- ③ 財務規律の強化
- ④ 地域における公益的な取り組みを実施する責務
- ⑤ 行政の関与の在り方

また、3年後には医療制度との同時改正が実施され、社会福祉法人にとって逆風の報酬改定となることが予想されることから、中・長期的な視点に立って、安定経営を固持していく施策を図らなければならない。

そのような中で、我々は社会福祉法人の役割とは何かを真摯に考え、行動していかなければならない。当法人としては、これまでも積極的な社会福祉法人減免の実施や生活困窮者、虐待ケース、対応の難しい困難事例ケースなどの受け入れを実践し、地域のセーフティネットとなるべき在り方を十分に認識したうえで、株式会社等の経営主体とは異なる公益性を基本方針とし実践してきた。

今後、さらに期待されるのは、対価を望まない制度の枠を超えた地域貢献活動の実践である。平成平成27年度には、新たな地域貢献活動として「認知症状改善塾」の開催、「石山朝市の送迎」等を

実施し、当法人の専門知識や人、車輛等の資源を、地域の方々に有効に還元することができた。平成28年度は、さらにこれらの内容を深めるとともに広く周知し、社会福祉法人は地域の公的な資源であるという認識のもと、地域に開かれ、頼りにされる存在となる事業運営を図っていくことが必要であると考えている。

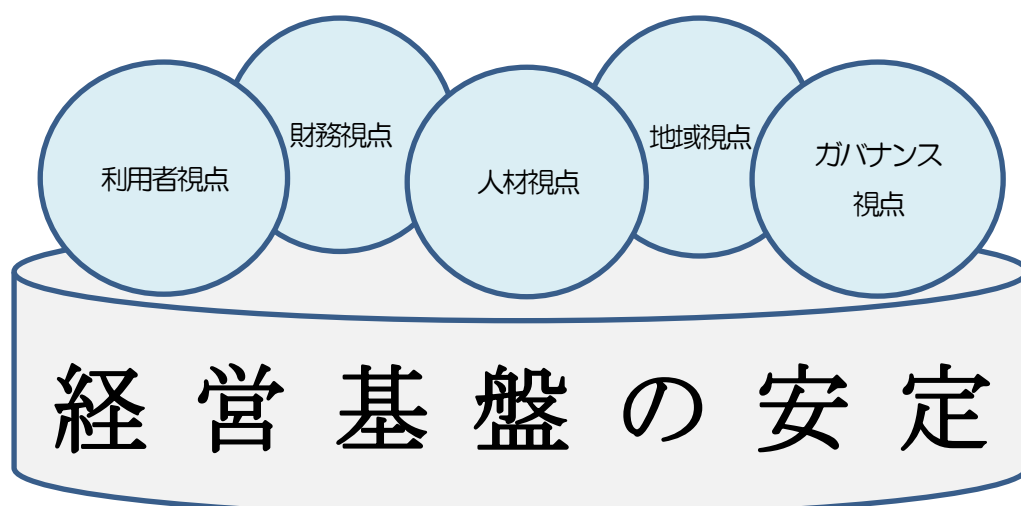
当法人が、事業運営をする高齢者福祉の状況としては、高齢者人口が急激に増加し、団塊の世代が75歳となる2025年には2,000万人を突破すると予想されている。この年75歳以上が人口に占める割合は18.1%、65歳以上は30.3%と見込まれている。また、介護が必要となった場合に希望する生活場所は、入居施設ではなく、自宅での介護を希望する人が70%を超えているとの統計結果が出ている。こうした社会構造の変化やご利用者のニーズに応えるため、国は2025年を見据えた介護保険事業計画を推進している。その大きな柱が「地域包括ケアシステム」である。認知症や重度の要介護状態になっても、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けられるよう、医療、介護、介護予防、住まい、生活支援が切れ目なく提供される体制の強化を図るための施策となっている。「地域包括ケアシステム」では、地域の住民による「互助」を中心に「自助」、「共助」、「公助」を組み合わせ、特徴あるまちづくりと地域で暮らし続けられる仕組みづくりを目指している。できる限り、在宅生活を支援することは当法人の基本方針でもあり、居宅介護支援事業所や在宅の三本柱となる訪問介護（高齢者）、通所介護（高齢者、認知症）、短期入所生活介護は、質の高いケアマネジメントのもとで、家族のレスパイトを視野に入れながら、きめ細かなニーズに応じていくことが求められる。そのような中で、当法人の訪問介護（高齢者）、通所介護（高齢者、認知症）、短期入所生活介護は、他法人のケアマネジャーからの信頼も厚く、相談ケースは年々伸びてきている。

一方、障がい分野では、平成25年度に障害者虐待防止法、平成26年1月には国際条約である「障害者の権利に関する条約」（障害者権利条約）が批准された。また、障害者差別解消法（施行は平成28年度）が成立し、「権利及び尊厳の保持」、「意思決定支援」、「社会的障壁の除去」の視点がより重要視されてきている。40余年の歴史ある障がい者支援施設グリーンハイムと相談支援事業所を核として、多様なニーズに応えながら、ご利用者支援の質向上、現状の課題の改善を図りながら、事業展開を進めていく。国は「入所、入院利用中心型」の基軸を「地域への生活型」にシフトすることを推し進めているが、遅々として進まない現状もある。障がい福祉領域には、法・制度のみでは救えないニーズが多くあり、福祉、保健、医療、教育、就労等を多角的に支援していく重要性は飛躍的に相談数が伸びている相談支援事業所の相談実績からも明白である。障がい分野の法・制度の方向性、法人の経営状況を見極めながら、当法人既存の居宅介護事業（訪問介護）、短期入所事業、生活介護事業（通所）のみならず、法人における障がい者雇用を含めた就労支援関連事業や共同生活援助、児童発達支援等の新事業展開、事業の拡充に向けた検討を進める必要があると考えている。

3. 経営基盤の安定のための五つの視点

価値観の変動の激しい時代の中、必要とされる福祉の新しい価値は多種多様であるが、安定した経営基盤の構築のため、法人として5つの視点で経営目標を挙げ、法人内各事業所がその具現化のために何を為すべきかを緻密に検討し、事業計画として掲げ、職員一人ひとりが経営の健全化に対し、正しい認識を持ち、主体的に取り組んでいくことができるよう努めていく。各事業所が、現在の事業運営状況や取り組みを検証した上で、それぞれの「強み」を明確にし、必要とされるニーズの発見に努

め、「選ばれる事業所」を目指し、職員一丸となって取り組んでいくことができるように体制を整えていく。



(1) 利用者の視点

- ・介護技術、知識の向上に研鑽を積み、専門性を高める。
- ・常に明るい笑顔、身だしなみ、柔らかな言葉づかい、心配り、気配りを心掛け、的確で迅速な対応により、ご利用者、ご家族、地域から信頼される接遇の実践を徹底する。
- ・ご利用者の潜在能力を発見し、引き出すことで個々の生活意欲が高まるよう諦めない介護を実践する。
- ・平成21年度より実践した和幸園の「身体拘束ゼロ」を今年度も継続し、法人全体として身体拘束の減少に向けて「拘束をしない危険性」の回避のため考察を重ねていく。
- ・和幸園のオムツゼロ、常食化の推進など独自の取り組みを継続し、利用者、家族の満足度の向上を図る。
- ・利用者懇談会や家族会を実施し、意見、要望の把握に努め、ケア等の評価と見直しを図る。
- ・平成27年度から配置医師が変更となり、医療と介護のスムーズな連携が図られ、ご利用者の満足度が向上している。平成27年度より開始することができた施設内での看取り（ターミナルケア）ケアについては、ご家族も含めて安心で尊厳ある終末期ケアの充実に努める。
- ・委員会や法人研修等の開催、マニュアルの見直しを図り、虐待、事故、感染症、褥瘡に関するリスク管理体制を強化する。
- ・各種災害（火災、停電、台風、洪水等）を想定し、避難訓練の実施、各種マニュアルの見直し等、防災体制を再整備する。

(2) 財務の視点

- ・介護保険、障がい者総合支援に係る報酬改定の影響や法制度の動向など経営判断に必要な情報収集、分析、検討と対策を積極的に推進する。
- ・多角的な経営分析を実施（財務指標による評価・目標設定）し、事業収益の向上を図り、職員の充実、新規事業展開、地域貢献活動等に繋げる。
- ・将来の施設の改修等に備えた目的積立金の積立てを計画的に行う。

- ・地域貢献や職員、ご利用者の処遇向上のための適切な支出を予算化するとともに、予算執行状況の管理に努める。
- ・各事業所が競争環境や内部状況に合わせ、稼働率向上施策を設定し、稼働率等の目標を定める。
- ・稼働率分析から明確となった課題（ベッドコントロール、入院増加等）を改善し、運営効率を高める。
- ・業務委託業者との契約内容を定期的に見直す。
- ・節約委員会が中心となり、職員への省エネルギー意識の啓発と光熱水費の節減対策を強化する。
- ・消耗品費（おむつ、洗剤、コピー用紙、筆記用具等）の抑制を図る。

（3）人材確保と育成

- ・キャリア正職員、正職員の待遇格差の是正に努める。
- ・ワークライフバランスに係る取組みの積極的導入を図る。
- ・新任職員の育成のために研修プログラムやプリセプター制度の一層の充実を図る。
- ・法人内研修を計画的に実施し、参加率向上に向け、各セクションで目標設定を図る。
- ・全国、全道研修大会での発表や講演依頼等は積極的に受諾し、外部研修への参加は、その効果測定を図りながら、適宜推進する。
- ・評価育成制度（人事考課制度）を面接技法向上等の職員の能力開発とモチベーション向上のためのツールとして活用する。
- ・年次有給休暇の積極的消化と連続5日～7日休暇を推奨し、そのための基盤を整える。
- ・手厚い職員配置を目指し、基準を超える人員の確保、欠員補充に迅速に対応できるよう専門学校等の介護職員養成校とのパイプ作りを強化する。
- ・介護福祉士資格取得のための法人内受験対策勉強会を開催するとともに、試験日は特別有給休暇とする等、職員の資格取得、専門性の向上、キャリアアップ支援に努める。
- ・改正労働安全衛生法に基づくストレスチェックを実施し、課題等の把握に努め、職場環境改善に取り組む。特に、中間管理職のストレス軽減は、今後の法人運営の大きな要となる。
- ・法人内の人事異動を通して、法人の一員としての意識の高揚や幅広い人材の育成を図ることで、層の厚い人材を育成し、組織力を強化する。
- ・給料計算ソフトの導入による業務効率化を図るとともに、業務方法の見直し等により超過勤務を削減し、心身の負担を軽減する。

（4）地域貢献の推進

- ・地域関係機関への広報活動の推進を図る。（広報誌「かけはし」の回覧、ホームページの定期的更新）
- ・法人の資源（資金、人、物）を活かした活動の推進を図る。
- ・石山朝市行きの法人車両を運行し、地域の方の外出支援を行う。
- ・「認知症状改善塾」を継続し、地域の認知症家族を対象に竹内理論の実践を通して得た認知症によるBPSD（周辺症状）の減少実績をさらに多くの方々に広げていく。

- ・「介護なんでも相談」（1回／月）を開催し約8年が経過した。会場の提供をさせていただいているイオン藻岩店と連携し、地域の方々が買い物の際に気軽に相談できるような環境整備の方法を再検討する。
- ・平成21年度から実施している職員有志での地域のごみ拾いを継続する。
- ・近隣幼稚園との交流の継続と小・中・高校生、福祉・医療分野の専門学校生、大学生、市・道職員の施設見学、職業体験、実習を積極的に受け入れ、将来の福祉、医療、介護を担う人材創りと地域福祉の向上に取り組む。

（5）ガバナンス体制の強化

- ・組織の目的、基本理念を職員の目的意識へと醸成させる。
- ・理事会、評議員会において、法人及び事業所運営上の重要事項の審議、決定及び報告を行う。
- ・苦情解決第三者委員会、虐待防止第三者委員会を定期的に開催し、公正中立の立場での意見を聴取し、苦情等の解決、課題の改善を図る。
- ・組織内各会議の内容精査と会議での決定事項の浸透、推進を図る。
- ・自浄作用の働く組織づくりのため、執行部と職員との情報共有とコミュニケーション促進のために茶話会等を実施する。
- ・適正な会計管理を実施する（会計規則に基づいた適正な会計管理）。
- ・コンプライアンス経営推進のため、職員の行動指針や個人情報保護規程、公益通報者保護規程等の周知を図る。
- ・内部牽制体制の強化を図るため、監事による事業、経営状況に関する監査を実施するとともに顧問会計事務所による監査、助言、指導を受ける。また、事務局職員による総務事務や経理事務に関する検査を適宜実施する。
- ・社会保険労務士と顧問契約を締結し、労務関係に関する監査、助言、指導を受けるとともに、助成金の活用等の情報や申請に係る業務代行を依頼する。
- ・情報開示、アカウントビリティ（説明責任）の推進のため、ホームページや広報誌「かけはし」での情報発信を図る。

＜法人統括事業推進課＞

1、基本方針

経営とは、「利用者からの期待」「サービス理念」「職員の思い」「社会への責任」「収支状況」の5点と捉え、法人基本理念、基本方針に基づき、法人の持ち得る社会資源としての福祉サービス事業所を最大限活用していただくことにより、高齢者、障がいをお持ちの方々にその人らしい生活を主体的に過ごして頂くことを目指す。

2、本年度の重点目標

- (1) 法人全体におけるサービス理念の共有と経営意識の向上及び行動変革を推進
- (2) 各事業所、セクションにおける経営課題に対する対策の検討・実施（経営実績向上、サービス環境・人員体制の整備等）
- (3) 法人内事業所間の連携強化（互いに支援、指導し合える連携力）
- (4) 各事業所、セクションにおけるコンプライアンスの確立（実地指導等対策）
- (5) 新規事業の検討及び実施に向けた準備
- (6) 新たな医療体制での医療サービスの基盤づくり
- (7) 法人の認知度向上に向けた関係機関との連携強化と地域福祉活動の推進（福祉教育等）
- (8) 安定的な人材確保に向けた取組み
- (9) 評価育成制度に呼応した推進員のスキルアップ

3、法人の5つの視点に対する取り組み

(1) 利用者視点

法人運営会議、各事業所、セクションとの会議を通じて、ご利用者へ直接ケアを実践する職員のみではなく、介護現場から離れた職員においても、ご利用者への質の高いサービスの提供に向けた意識をさらに高め、ご利用者並びに各事業所職員との顔の見える関係づくりを推進していく。

(2) 財務視点

平成30年の介護保険制度、障害者総合支援法の制度改正（報酬改定）を見越し、現報酬の算定構造、加算内容をしっかりと把握、分析し、実績の向上、新たな加算算定等により、各事業所の安定経営を目指していく。

各事業所、セクションとの会議を行い、それぞれに課題を共に分析し、対策の検討及び実施を行っていき、各事業所における月毎の実績状況、収支状況の理解を深め、経営意識を高めるとともに行動変革を推進していく。また、法人職員全体の経営意識の向上に向け、月毎の実績状況、収支状況等の情報発信を行い、自らの業務が事業所経営にどのような影響を与えているのかを明確にしていく。以下に各事業所での取り組みの概要について掲げる。

＜障がい者支援施設グリーンハイム＞

ここ数年重点課題としていた短期入所の実績向上については、短期入所に係る施設の方針の明確化及び短期入所事業担当相談員を配置し、家族・関係機関との連絡調整、質の高いベッドコントロ

ールを行いながら、新規利用希望者の受け入れを行い、大幅な実績の向上を図ることができた。

今年度も、高い実績を維持していくことができるように新規利用者の確保を進めながら、細かなベッドコントロールを実践していくための支援を行う。

入所部門については、これまでの取り組みを継続し、入退所事務に係る空床ベッド減に向けた待機者の管理、各セクションとの調整を行っていくとともに、入院者を見込んだ予備ベッドの活用をしながら実績の向上に向けて取り組んでいく。また、既に算定している加算の継続及び新規加算の算定を目指し、必要な支援を行っていく。

＜特別養護老人ホーム和幸園＞

法人の経営戦略の1つである和幸園改築事業により、ユニット型新型特養として入居定員を入居部20床、短期入居部10床と増床し、増床したベッドのコントロールに力を入れ、稼働率の向上に取り組み、かなり水準の高いベッドコントロールを実践できている。平成28年度においても、継続したベッドコントロールの徹底を図っていくための支援を行う。

入居部門については、入退所事務に係る空床ベッド減に向けた待機者の管理と入所手続きの迅速化及び入院者の退院調整に重点を置き、迅速な対応に努めるための支援を行う。

短期入所部門については、他法人居宅介護支援事業所からの紹介も増やしていくため、空きベッド情報等をこまめに発信し、新規利用者の確保に努め、ベッド稼働率の向上に取り組んでいくための支援を行う。

＜和幸園居宅介護支援事業所＞

法人内地域事業の推進役となる事業所であることから、安定的なご利用者の確保が必要であり、病院、地域包括支援センター等の関係機関との連携強化及び地域の各種団体との信頼関係の強化を図り、ご利用者及びご利用者予備軍の掘り起こしを行っていくとともに、事業所として掲げている目標実績の達成に向けた支援を行っていく。

＜和幸園・グリーンハイムホームヘルプサービス事業所＞

平成22年度以降の介護保険利用実績・収益の大幅な低下を受け、平成25年度より1つの方針として障害福祉サービス利用実績・収益の向上に重点を置くとともに、介護保険利用実績・収益の低下に歯止めをかけるべく取り組み、大きな効果を得ることができた。

平成28年度においても、他法人居宅介護支援事業所、相談支援事業所、病院関係との連携強化、また、法人内介護保険サービス、障がい者サービス事業所との連携の中で、入居施設、短期入所、通所、訪問介護、相談支援という包括的なサービス提供が可能な大規模法人としての特性を活かし、介護保険事業、障害福祉サービス事業ともに実績向上に向け取り組んでいく。また、次期介護保険制度の改正による軽度者の介護保険制度除外を見越した事業展開を推進していくための支援を行う。

＜和幸園デイサービスセンター＞

ここ数年、毎年実績を伸ばす事業所運営ができており、法人経営の核となる事業所となっている。特に、他居宅介護支援事業所からの紹介件数が多く、サービスの質の高さや新規ご利用者の受け入れへの細やかな対応に対する評価であると考えている。

平成28年度も継続して、さらなる新規ご利用者の確保を目標に、実績の向上に取り組んでいくための支援を行う。

＜和幸園芸術の森デイサービスセンター「のえるの森」＞

平成27年度は、法人内居宅介護支援事業所との連携及び他法人居宅介護支援事業所からの新規紹介の確保を推進し、実績の向上を図るとともに、ご利用者お一人おひとりに対し、しっかりと情報収集した中でのかみ細かな対応を行い、またご利用者のみならずご家族への支援を丁寧に行うことで事業所としての価値を高めてきた。

平成28年度は、これまでの取組みを継続し、見学者、体験利用者へのかみ細かな対応による利用者確保に努めるとともに、他法人居宅介護支援事業所からの紹介をいただけるように、定期的な利用者状況の報告（アフターフォロー）を行い、利用者確保に努めていくための支援を行う。

＜生活介護事業所グリーンハイム＞

ここ数年、毎年実績を伸ばす事業運営をすることができており、また平成27年度は、新規加算取得の為の準備を進め、平成28年度より人員配置体制加算Ⅰの取得することが可能となることが見込まれている。

平成28年度は、法人内障がい者サービス事業所との連携の中で、当法人の施設、短期入所、通所、訪問介護、相談支援という包括的なサービス提供が可能な大規模施設としての特性を活かし、さらなるご利用者の確保を推進していくための支援を行う。

＜相談支援事業所グリーンハイム＞

平成26、27年度は、事業所体制の強化を図るとともに、関係機関との連携強化等により、相談ケース数、計画作成件数が大幅に増加し、目標実績を達成することができた。

平成28年度は、相談支援専門員の3名体制を視野に、さらなる相談者、計画作成件数の増加を目指し、事業所としての経験、相談支援専門員の専門性の向上、各関係機関とのネットワーク作りに力を入れていくための支援を行う。

＜新たな医療体制での医療サービスの基盤づくり＞

平成27年度は、提携医療機関の変更により、ご利用者に提供する医療サービスの向上を図り、安心できる施設内医療サービスの提供ができるよう新たな医療体制の基盤づくりに力を入れ、和幸園でのターミナルケアの実施、また、入院者の減少、入院期間の短縮、医療機関との連携を密にした疾病予防、早期治療に取り組むことができた。

平成28年度についても、看護課を中心に医療機関との連携を強化し、医療サービスの質向上及び入院者等の減少に取り組んでいくための支援を行う。

＜新規事業の検討及び実施に向けた準備＞

平成27年度の介護保険制度、障害者総合支援法の改正内容を精査し、地域事業部及び障がい者相談支援事業所の地域診断を基に国の方針でもある社会福祉法人に求められる地域を支える新規事業の検討を行っていく。

(3) 人材確保と育成

平成28年度は、事務部門に明確な人事担当者を配置し、事務部門を中心とした求人対応の一極化、効率的な求人対策の実践が可能な体制作りを進め、法人全体の介護職員不足に対する迅速な対応に取り組んでいくための支援を行う。

また、各介護資格の養成学校との信頼関係の強化を図り、安定的な新卒者（介護福祉士）の確保と優秀なヘルパー初任者研修以上の資格者の確保を進めていくとともに、無資格者、未経験者への

職員教育体制や資格取得支援体制の強化にも取り組んでいく。

法人統括事業推進課推進員の人材育成については、法人の評価育成制度、個人目標制度を基本として、法人経営に係る意識、知識の向上及び経験を積む機会を増やし、個々に応じた目標及び将来像の明確化を図り、効果的な人材育成に取り組む。

(4) 地域貢献の推進

地域貢献活動として、ここ数年継続している地域の小・中・高校生のボランティア体験、福祉学習を目的とした施設見学会、出前講座を積極的に行っていく。その他、社会福祉協議会等との連携の中で、ボランティア育成を目的とした施設内講習会（体験交流会）の実施、町内会等への福祉出前講座の実施を継続、さらに、法人内各事業所、セクション職員の地域貢献活動への参画に向けた支援を積極的に進めていく。

法人の地域貢献事業の核である「介護なんでも相談」「認知症状改善塾」「石山朝市バスの運行」の継続を支援していくとともに、地域のニーズを的確に把握し、積極的に地域貢献事業の企画、実践に取り組んでいく。

(5) ガバナンス体制の強化

各事業所において、介護給付費を算定するにあたり、基本的な基準要件を満たしていること、加算算定の必要要件を満たしていることの再確認を行い、関係法令のコンプライアンス確立を目指し、各事業所、セクションでの内部監査を実施、体制や記録等の整備、確認を行うとともに、職員の危機意識の向上を図る。また、必要に応じて、外部有識者による内部監査、監査対策指導講習等を導入する。

<障がい者支援施設グリーンハイム>

1、基本方針

法人の基本理念に基づき、「その人らしい生活」を主体的に過ごせるよう、利用者本位、権利擁護の意識を持って、質の高いサービスを提供する。福祉サービスを提供する上で根幹となるものは人材であり、職員の質そのものがサービスの質を判断される基準となる。質の高いサービスを提供する為には職員が法人理念の下で、専門知識や技術、人間力を身に付けながらも理想、モチベーションを高く持って、やりがいを感じながら安心して働けることが重要である。平成28年度は、人材の定着、育成、質の向上を最重要課題とし、これまでの研修や育成、労働環境等の見直しを図っていきたい。

2、本年度の重点目標

【平成28年度実績目標】

施設入所 平均利用者数 99.0名（稼働率99.0%）

短期入所 平均利用者数 3.4名（稼働率85.0%）

【生活支援課】

- (1) 利用実績の安定、向上を目指す。
- (2) 法人統括事業推進課、法人内の障がいサービス事業所と連携を図りながら、ご利用者が利用しやすい包括的なサービス提供を行い、ご利用者確保に努める。
- (3) 職員間での情報共有を密にし、ご利用者の多様なニーズに応えられる支援体制を構築する。
- (4) 職員の適切な業務分担と業務の効率化を図り、支援課としての時間外労働削減を目指し、ワークライフバランスの向上と人件費の低減を図る。
- (5) 各種加算の確実な実施、コンプライアンスの遵守を図る。
- (6) 制度内容（単価、加算要件等）について十分に理解し、内容に即した事業展開を図る。

【介護課】

- (1) 利用者の24時間表と個別支援計画書に基づき、より利用者ニーズに沿った介護サービスの提供に努める。
- (2) 服薬事故や転倒事故等の事故の検証を行い、原因を明らかにし、再発防止に努める。
- (3) 介護職員の適正配置と離職率の低下を目指す。
- (4) 新人職員や正職員・キャリア正職員がそれぞれの役割や心構え、介護知識の充実を図る為、計画的な教育、研修を実施する。

3、法人の5つの視点に対する取り組み

(1) 利用者視点

【生活支援課】

- ① 個別支援計画作成において、相談支援事業所が作成するサービス等利用計画に基づき、ご利用者、ご家族の意向を踏まえて、ご利用者とその人らしい生活を送れるような計画立案を行う。
- ② 支援課の円滑な業務遂行のため、各職域との情報共有を密にし、より良い利用者支援に繋げる。
- ③ 南札幌脳神経外科、定山溪病院を中心とした医療サービスの提供体制の強化を図る。
- ④ 継続的にご利用者外出支援の充実を図る。
- ⑤ 日中活動、創作活動、行事等について従来の内容を見直し、よりニーズに沿ったサービスの提供内容を検討するとともに、即実施可能なものは実施していく。
- ⑥ 障がい者虐待、権利擁護についての理解を深め、虐待を防止し、専門性を高めることで身体拘束廃止の推進や接遇の向上を図る。

【介護課】

- ① 利用者ニーズが実現できるよう介護を提供する。
個別支援計画を職員へ周知し、利用者が希望する生活を実現していく。
- ② 利用者課題への取り組み
利用者の課題を明確にして介護員、支援員、他専門職又は外部機関と協働し解決していく。
- ③ 緊急性のある事例への対応
緊急ショートステイや緊急なサービス利用があった際は、可能な限り対応していく。
- ④ ヒヤリ・ハット等から事故、虐待に繋がる事例を早期に発見し、防止に努める。
- ⑤ 身体拘束廃止を目指していく。
- ⑥ 虐待の防止
職員研修を実施する等により、言葉や態度等も含めた不適切ケアの発生防止に努める。
- ⑦ 感染予防
感染症に対して早期の予防とマニュアル順守に努める。

(2) 財務視点

- ① 施設利用実績目標の達成のため、入居に至るまでの過程を円滑に進められるよう、計画的なインタークの実施、ご本人・ご家族への事前連絡、施設内部の連絡・調整を行う。
- ② 短期入所利用実績目標の達成のため、定期利用者の日程調整、過去に利用実績のあるご利用者への空き日程の案内、緊急ショート受け入れ等の入院者の空床ベッド利用、新規利用者の発掘を行う。
また、平成27年度9月より始めたホームページでの空きベッド案内を継続していく。
- ③ 時間外労働の削減（人件費）に向けて、業務分担の見直しを行う。また、業務時間内での計画的、効率的な業務遂行を意識的に行う。
- ④ 各種加算の適正な算定を行う。リハビリテーション加算は、対象者数の維持、向上を目指していく。
- ⑤ 医療機関との連携により、施設で生活しながらも必要な医療サービスを受けられる体制を整備し、ご利用者の安心の確保と入院による利用実績の低下を防ぐ。
- ⑥ 利用実績（収入）と予算執行状況に留意し、状況に応じた人件費や事業費の支出に努める。

(3) 人材確保と育成

【生活支援課】

- ① 職員間でのコミュニケーションを図り、相互の信頼関係を深める。
- ② 職員ごとの経験年数、力量、本人の意向や生活環境等に合わせた業務分担を行う。
- ③ 評価育成制度に基づき、定期的な面談を通して、職員一人ひとりの思いを確認し、業務分担の調整や職場環境の整備を行う。
- ④ 経験年数の浅い職員に対しては、業務に対する本人の理解度や成長度を確認しながら、職員全員でバックアップし教育体制を構築する。
- ⑤ 職員が健やかにやりがいと誇りを持って安心して働ける職場環境の整備、ワークライフバランスの充実を図る。
- ⑥ 研修会、勉強会には積極的に参加し、専門性の向上に努める。

【介護課】

- ① 有休休暇の取得促進に向け、キャリア正職員・正職員各々で年連続7日間の取得に取り組む。
- ② 介護福祉士の資格取得への協力体制の継続を図る。
- ③ 職員育成マニュアルの内容見直し、統一した指導を行っていくとともに、新人職員だけではなく正職員・キャリア正職員に必要な研修やマニュアルを作成し、実践に繋げる。
- ④ 新人職員との定期的な面談（個別・集団）を行い、職場不安の課題の把握と対策の実践を図る。
- ⑤ 介護職員確保については、従来の広告、ガイダンス等の参加に加えて、実習生の受入、定期的な新卒者採用や養成校訪問を通して養成校との関係強化を図る。
- ⑥ 職員異動やフロアー研修を行い、介護の見直しと職員交流を図る。
- ⑦ 研修の在り方、内容を見直し、目的を明確にした継続的な研修を実施する。（リーダーの役割、育成、介護技術、権利擁護）

(4) 地域貢献の推進

- ① 地域行事には積極的に参加し、地域住民や小・中・高校生等にグリーンハイムを知っていただく機会や障がい福祉の理解を深めていただく機会を作る。
- ② 地域住民や福祉関係機関の会議、研修の場などで、障がい福祉についての出前講座等を実施できる準備を進める。
- ③ 多目的ホールを地域活動スペースとして開放し、各種団体の練習や会合などの場所として提供する。
- ④ 虐待、緊急保護ケース等の積極的受け入れを継続的に実施する。

(5) ガバナンス体制の強化

- ① 施設サービス提供に係る契約書類、実績記録、個別支援計画書をはじめとする各種書類の同意、日々の業務や利用者の経過等の記録、行政や関係機関への提出書類等の整備を徹底し、ご利用者、ご家族への記録の開示、行政や関係機関からの記録、書類の照会や実地指導等に対応できるようにコンプライアンス体制の構築を図る。
- ② 昨年度より実施している法人の基本理念の読み上げを今年度も継続して実施し、サービス提供の基礎である法人理念に対する意識を高めていく。

- ③ 支援課会議を毎月実施し、利用者ニーズ、苦情、事故等についての情報共有、支援方針についての統一を図るとともに業務改善やコンプライアンスに取り組む。

4、行事計画

行事名	実施時期	内容
自主行事(通年)	年1回 (各ご利用者)	ご利用者の希望に沿って、職員と一緒に外出する
誕生会	誕生日毎	プレゼント贈呈、グループ毎にお祝いの取り組みを行う
常盤公園清掃	5月から11月の第1、3水曜	ご利用者とともに公園の清掃を行い、地域の飲食店を利用し、交流を図る
陶芸の日	毎月第2日曜	陶芸、手芸等の創作活動を行う
春季合同避難訓練	5月予定	グリーンハイム中心の火災避難訓練の実施
セラピー犬との交流	時期未定、随時	札幌ワンズが施設多目的ホールを使用する練習時に触れ合いの時間を設定する
映画の日	時期未定、随時	様々なジャンルの映画上映会
カラオケ大会	時期未定 年2～3回	事前に歌の練習を行った上で実施するご利用者によるカラオケ大会 参加賞として記念品、賞状授与を行う。
グループ食事会	随時	寿司、お好み焼き等、グループ毎にご利用者の目の前で調理したものを提供し、雰囲気、出来立ての味を楽しんでもらう
移動動物園	6月予定	動物とのふれあい
焼肉昼食会①	7月22日(金)	外で焼肉などの食事を楽しむ
焼肉昼食会②	8月26日(金)	外でビールや食事を楽しむ
ハピニス祭	8～10月	地域の商店、住民、団体に参加して頂き、法人全体で協力して実施する
敬老の集い	9月16日(金)	65歳以上のご利用者を対象としたお祝いと会食
秋季合同避難訓練	10月予定	和幸園中心の火災避難訓練
クリスマス忘年会	12月16日(金)	会食やゲーム、アトラクションを楽しむ
餅つき	12月28日(水)	ご利用者及び職員が餅つきを行い、食事として提供する
正月	大晦日、元旦	お神酒やおせちを提供し、お祝いをする
新春ゲーム大会	1月	グループ毎にゲームを行い、景品を提供する
季節喫茶	①2月26日(日) ②グループ毎で実施	①全体でケーキや飲み物を提供し、くつろぎの場を作る。 ②グループ毎に実施し、職員やグループご利用者同士の交流の場を作る
鍋の日	2月、3月予定	すき焼きと寄せ鍋を選択する食事行事
節分	2月3日(金)	年男、年女による豆まき

<グリーンハイム短期入所事業所>

1、基本方針

法人の基本理念に基づき、「その人らしい生活」を応援するサービス提供を実践する。ご利用者、ご家族のニーズに沿ったサービスを提供し、地域で生活する障がいのある方の在宅生活を支える。

2、本年度の重点目標

① 稼働率の向上 目標85% 平均3.4名

利用計画表による利用状況の管理、空き状況に係る法人ホームページ等での情報発信を行う。また、札幌市内において極力範囲を限定しない送迎の実施体制を整備する。

② 虐待からの保護、突然の介護者（ご家族）の病気など緊急度の高いご利用者を積極的に受け入れる。

③ 法人内の障がい福祉サービス事業所等との情報交換、連携に努め、在宅サービス（居宅介護等・生活介護（通所部）・短期入所）及び施設サービスにおいて包括的な支援を提供する。

④ 利用しやすい環境を整備する

利用時に連絡表を取り交わす事により、家庭、施設、他事業所間での情報交換をスムーズに行い、安心して利用いただく。

⑤ 障がいの重さや種別を問わない受け入れ体制を整備する。

- ・職員個々のスキルアップ、障がい（身体のみならず、知的、精神、重度心身）に対する理解と専門性を深める。
- ・利用者個々の障がい特性、疾病、家庭環境や家族の思いを理解し、ニーズに即したサービスを提供する。
- ・施設内においてショートステイ会議を実施し、施設内部での情報共有、統一したケア、支援の提供を目指す。また、相談支援事業所や他生活介護事業所等との連絡を行い、情報共有することで、一体的なケアを提供できるよう努める。

<特別養護老人ホーム和幸園>

1、基本方針

和幸園のコンセプトは「普通の暮らしの継続」であり、ご利用者が最期の時まで人として生きるに値する生活を守ることが私たちの使命と考える。地域住民、ご利用者、ご家族、職員が「しあわせ」と感じる環境を迫及しながら、「選ばれる特養」を目指してチームでのケアに取り組む。

2、重点目標

【特別養護老人ホーム和幸園】

平成28年度は、平成27年度の実績を踏まえ、一日あたりの稼働率向上に向けて、先を見越した動きが一層求められると考える。平成27年度は、入院者が7～8名続く時期が約1ヶ月続いた穴埋めがうまくいかなかったことが大きく影響し、実績が下降した月がみられた。これを補うためには、インテーク済みの待機者を増やし、早い段階で診療情報提供書を取り寄せ、ご本人やご家族、待機施設（病院等）へのアナウンスと連携を密に行う必要がある。また、現場の受け入れ体制もしっかりと整えられるよう各セクションへの周知も早い段階で行うことが必要である。定員120名とした場合、3名の空室が生じただけで稼働率は97.5%まで落ちてしまう。そういった中で、昨年度より開始したターミナルケアの取り組みは住み慣れた場所で職員に囲まれて、最期まで苦痛なくお過ごしいただくことが目的であるが、収益的にも空床の予防、加算取得につながることから多職種で協働し、継続し、和幸園の大きな魅力の一つとしていきたい。そのため、今後も協力病院との連携をスムーズに行い、円滑な施設運営を図っていく。

ソフト面では、ユニットケアならではの個別対応を深めることにより、ご利用者にとっては快適な住まいとして、また、ご家族にとっては安心して気軽に訪れやすい場所としてお過ごしいただけるよう、清潔な住環境と心のこもったサービスを提供させていただきよう取り組んでいく。

【和幸園短期入所生活介護】

ユニットケアの利点を活かし家庭的な雰囲気大切に、穏やかにお過ごしいただける環境を提供するとともに、在宅生活の支援のために、単なるレスパイトケアではなく、自立支援という視点でプログラムを組み、身体的機能向上、精神的安定をより強く意識した環境を整えていきたい。また、平成27年度から開始した1丁目、2丁目合同による集団体操や各種レクリエーションの実施、季節の作品（貼り絵など）作りを継続し、完成度の向上を目指していきたい。

基本方針としては、ショートステイを利用することで介護度の軽い方はいつも以上に生活の活性化を図り、介護度の重い方には身体機能の維持に加え、会話や笑顔が増えるなどの変化が見えてくるように支援する。これらが和幸園の特色となるような年としたいと考えている。

また、ショートステイにおいても、平成27年度からオンコール体制を開始し、職員の精神的負担軽減を図り、働きやすい職場作りにも取り組んでいる。

3、法人の5つの視点に対する取り組み

(1) 利用者視点

- ・終の棲家として、最期の時を和幸園で過ごせて幸せだったと思えるような生活を送っていただけるよう、平成27年度から取り組んでいる、ターミナルケアを今後も継続していく。入所時より、ご家族との連携が密に出来るようにし、ターミナルケア期には、ご家族との連携をさらに密にし、ご本人、ご家族ともにご意向に沿った最期を送れるよう支援する。
- ・在宅への復帰も念頭に自立支援、環境整備を推進する。
- ・「日中おむつゼロ」「食事の常食化90%」の維持、向上を目指し、「水分」「食事」「排泄」「歩行・運動」の基本ケアを忠実に提供していく。
- ・褥瘡の減少
褥創対策計画表に基づきリスク者を把握し、予防対策を周知徹底する。職員の観察力、褥瘡予防のための知識を習得し、実務に生かせるよう委員会、研修会なども継続して実施する。
- ・介護事故の減少
事故対策委員会が中心となり、事故発生時の検証から原因を明らかにし、具体的対策を立て事故の減少を図る。
- ・感染症予防
職員研修、環境整備（水分、湿度、消毒、清掃）、マニュアルなど継続的に見直しを行う。
- ・身体拘束廃止
身体拘束ゼロの維持を図る。
- ・虐待防止
施設内で虐待が行われることのないように研修を含めた職員教育を行う。また、不適切な言葉遣いや態度に対し、職員同士が注意し合える環境を整備する。
- ・ユニットケアの良さが活かされるような個別ケア体制の構築及び個別ケアの提供に努める。

(2) 財務視点

- ・一日単位での稼働率を意識した入退居の円滑な運営を行い、安定的な施設経営を目指す。
- ・円滑な入居受け入れ体制及び空床利用のショートステイが上手く活用できるような体制作りに努めていく。
- ・理学療法士、看護師等との連携により、個別機能訓練を生活リハビリの視点で実施し、入居者のQOLを高め、個別機能訓練加算取得を継続する。
- ・協力医療機関、看護師等との連携により、和幸園で最期の時を過ごすことを望むご利用者やご家族の希望に沿うよう最後まで尊厳をもった質の高いケアを行う。看護体制加算取得を確実、適正に算定する。
- ・管理栄養士、調理師との連携により、胃ろうの方の経口摂取や常食への移行を慎重かつ積極的に取り組み、食べる楽しみの向上を図る。栄養ケアマネジメント加算取得を継続する。
- ・訪問歯科医との連携により、ご利用者の口腔ケアの充実を図り、誤嚥性肺炎を防ぎ、長く経口摂取できることを目標とする。口腔ケア加算取得を維持する。
- ・電気、水道、光熱費、日用品費等の節減への取り組みを図る。

- ・協力医療機関、看護師、管理栄養士、理学療法士、ケアマネジャー、相談員、介護員との連携により、ターミナルケアを積極的に実践し、看取り介護加算を取得する。

(3) 人材確保と育成

- ・職員の充足及び定着率向上に努める。
- ・認知症介護実践研修やユニットリーダー育成のため、実務に即した研修への参加を推進する。
- ・介護福祉士取得のための講習会を実施する。
- ・上司との面談により課題を抽出し、自己覚知やモチベーションの向上を図る。
- ・プリセプター制度及び新人研修等による新任職員の育成を図る。
- ・主任技術講習会の開催を継続し、講習会での学びを全介護職員に伝達し、育成に繋げる。
- ・リーダー育成のため、OJTでの訓練を行っていく。
- ・福祉専門職養成機関との連携を図る。
- ・スタッフが自信をもって知人を紹介できるよう、働き甲斐のある職場づくりに取り組む。
- ・職員個々に合わせた適切な新人教育を推進する。

(4) 地域貢献の推進

- ・昨年度から開始した「認知症状改善塾」を平成28年度は4月から第2期生を開講し、認知症状により、在宅での介護にお困りの地域の方々への支援を行う。
- ・地域の小・中学校、各種団体からの見学等の要請に対応する。
- ・社会福祉士、介護福祉士、介護職員初任者研修、歯科衛生士等 学生の実習機関として幅広く人材の受け入れを行う。
- ・幼稚園、地域ボランティア及び団体の協力をお願いするとともに地域行事に参加する。
- ・地域の清掃活動への参加を継続する。
- ・ハピニス祭等の施設開放時には、地域の方々へのご案内を行う。
- ・地域の認知症の方の家族を対象として、基本ケア実践によるBPSDの減少を目的とした勉強会を開催する。
- ・社会福祉法人減免制度の活用による低所得者への利用料減免を継続する。
- ・虐待及び緊急保護ケース等の積極的受け入れを実施する。
- ・イオン藻岩店の協力を得て継続させていただいている「介護何でも相談」を継続する。

(5) ガバナンス体制の強化

- ・制度改正に伴う変更点に迅速に対応する。
- ・札幌市の指導監査の際に指摘・助言を受けた項目の改善や加算等の算定要件を定期的に確認する。
- ・介護保険制度に則した契約、サービス提供及び請求を継続する。
- ・コンプライアンスに基づいたケアプランの作成と家族への説明・同意の徹底を図る。

4、研修・行事

【研修】

開催時期	内 容	備 考
毎月	認知症について	
5月	感染症について	
6月	リスクマネジメントについて	
7月	褥瘡について	
8月	身体拘束廃止及び高齢者虐待防止について	
9月	ターミナルケアについて	
10月	感染症について	
11月	リスクマネジメントについて	

【行事】

開催時期	内 容	備 考
5月末	運動会	遊歩道付近で実施予定（天候不良時の為予備日を設ける）
6月初旬	天ぷらの日	1・2条合同、3条、4条（6月初旬より1週ごと）
6月末	ジンギスカン	遊歩道付近で実施予定
8月	七夕の集い&夏祭り	遊歩道付近で実施予定
7月～8月中	野球観戦	札幌ドームでの野球観戦
9月17日	敬老会（昼の部）	仮予定
9月17日	敬老会（夕の部）	
9月18日	敬老会（昼の部）	
10月	秋の味覚祭	施設前園庭での実施
11月	芋煮会	各ユニットで実施
12月17日	クリスマス忘年会（昼の部・夕の部）	仮予定
12月18日	クリスマス忘年会（昼の部）	
12月末	餅つき	5週目に実施
1月	寿司の日	1・2条合同、3条、4条（1月中旬より1週ごと）
2月3日	節分	各ユニットで実施
2月中旬	鍋・すき焼き	
3月	ひなまつり（昼の部・夕の部）	
その他の行事 <地域交流>	<ul style="list-style-type: none"> ・石山中央幼稚園来園（6月・9月・12月・3月）年4回程度 ・日赤ボランティア ・歌謡ボランティア ・家族会、利用者懇談会 ・イトーヨーカドー訪問販売（4月・7月・10月・1月）年4回程度 ・ワンちゃんボランティア ・各グループの外出行事も適宜（5月～10月） ・チーム寺子屋 	

【会議予定】

会 議 名	内 容 ・ 参 加 者 ・ 頻 度
ケース会議	ケアプラン作成のため施設長、看護師、訓練、管理栄養士、相談員、介護員、ケアマネジャー参加による会議（各ユニットで半年に一度開催）（ターミナルケアの対象者については、随時開催 出来る限り家族にも参加を要請）
ユニット会議	ご利用者の個々のケアを中心とした会議（隔月開催）
感染症予防委員会	感染症を起こさない、拡大させないために施設長、看護師、介護員、訓練、相談員により実施する会議（隔月開催）
褥瘡予防委員会	褥瘡をつくらない、悪化させないために施設長、看護師、介護員、訓練、相談員により実施する会議（毎月開催）
身体拘束廃止・虐待防止委員会	身体拘束や虐待を行わないように事例検討、研修を行うため、施設長、看護師、介護員、訓練、相談員により実施する会議（隔月開催）
介護事故防止・対策委員会	個別の事故対策は速やかに検討し、委員会では事故全体の傾向を分析し、全体として対策を検討するために、施設長、介護員、看護師、訓練、相談員により実施する会議（毎月開催）
入所評価委員会	前月までの利用申込者に対し、申込者の緊急度、家族環境、経済環境、居住環境等を考慮し優先ランク評価を行うために、施設長、介護員、看護師、相談員により実施する会議（毎月開催）
常食・食事会議	豊かな食生活を考えるために、施設長、歯科医師、管理栄養士、ケアマネジャー、介護員、看護師、訓練、相談員により実施する会議（毎月開催、経口維持加算算定要件の歯科医師との会議を含む）
主任・リーダー会議	ご利用者のケア及び職員の業務内容の評価等を行い、課題点を協議することを目的とするとともに、伝達事項の確認等も合わせて行うため、施設長、介護係長、PT、介護職員、相談員により実施する会議（毎月開催）
事務所会議	月毎の実績を確認、課題を把握、整理し、改善を目指した事業戦略の会議として、施設長、事務局長、介護係長、介護支援専門員、生活相談員により実施する会議（毎月開催）
主任会議	サービス提供運営上での課題確認や改善点の協議、今後のスケジュールの調整等を行うため、施設長、介護係長、介護支援専門員、介護主任、生活相談員により実施する会議（毎月開催）

<事務所>

1、基本方針

執行部の法人運営の補助をはじめとし、法人、各事業の経営状況、資産状況の把握と情報発信、職員の働きやすい環境の整備を担う職域として、他職域と円滑な連携を図り、直接的あるいは間接的に法人の理念であるご利用者の健やかな生活の実現を目指す。

2、本年度の重点目標

- (1) 個々が担当している業務の専門性を高め、チーム力の向上を図る。
- (2) 業務を複数で担当し、磐石な事務体制とする。
- (3) 経営を意識した業務のあり方と業務の効率化を図る。

3、法人の5つの視点に対する取り組み

(1) 利用者視点

- ① 事務喫茶の継続的实施と拡大を図る。
- ② 各職域とご利用者の情報を共有し、ご利用者とご家族に対して的確な対応をする。
- ③ サーバーにて管理しているご利用者等の個人情報の漏洩防止システムの強化を図る。

(2) 財務視点

- ① 節約委員会を中心にコスト削減を継続する。
- ② 事務部門の予算管理と状況報告を定期的に事務会議で実施する。
- ③ 予算編成作業の構築と実践を図る。

(3) 人材確保と育成

- ① 人事担当者による各種専門学校や関係機関等の定期訪問を実施し関係を深める。
- ② 個人目標の実現と働きやすい環境整備を図るため、職員との面談回数を増やす。
- ③ 職員が研修等に参加した場合、会議等で研修内容を報告し、他事務職員の知識向上にも繋げる。

(4) 地域貢献の推進

- ① 町内会のゴミ拾いに参加する。また、事務職員として地域貢献として何ができるかを検討する。

(5) ガバナンス体制の強化

- ① 今年度の事務の事業計画実現に向け、進捗状況を3カ月毎に確認する。
- ② 個々の業務に対し、事務職員同士での内部監査を実施するとともに、経理部門は引き続き会計事務所
所の監査を受ける。
- ③ ファイルサーバーのバックアップシステムを構築する。
- ④ 特定個人情報等取扱規程に沿った個人情報の取扱いの実践強化を図る。

4、その他

- (1) 前年度導入した給与・人事ソフトを安定稼働させ、業務の省力化を図り、職員のライフワークバランスを推進する。
- (2) 事務職員の5日～7日の長期休暇の実現を図るため、年次計画を作成し、実施する。
- (3) 職員の長期休暇中に業務が蓄積しないフォロー体制の構築に取り組む。
- (4) 業務のマニュアル化に取り組む。

<医務室>

1、基本方針

「その人らしい健やかな生活」が送れるように、ご利用者の健康管理をご本人や他職種とともに連携、協力して行う。

2、本年度の重点目標

- (1) ご利用者の重症化、医療的対応の増加に対し、看護師の倫理観や専門性の向上に努め、充実を図る。
- (2) 配置医師、協力医療機関との連携を強化し、医療サービスの質の維持と向上を図る。
- (3) 和幸園、グリーンハイム共に服薬管理を実践し、事故防止に努める。

3、法人の5つの視点に対する取り組み

(1) 利用者視点

- ① ご利用者やご家族から信頼される接遇を実践する。
- ② 配置医師や協力医療機関との連携を強化する。
- ③ 他職種と連携し、ターミナルケアの充実を図る。
- ④ 虐待、事故防止、感染症、褥瘡委員会への参加及び災害等に備えたリスク管理に努める。

(2) 財務視点

- ① 節約委員会を中心に節約意識を高め、消耗品の抑制を図る。
- ② 安全・安心に配慮したうえで他職種と協力し、ベッドコントロールの改善に取り組む。

(3) 人材確保と育成

- ① 研修へ積極的に参加する。
- ② ストレスを溜めない職場環境を作るため、連続休暇取得を推進する。
- ③ 役割を明確にして、個々の能力が発揮できる環境を整え、レベルアップを図る。

(4) 地域貢献の推進

地域の行事へ参加する（地域のゴミ拾いや行事の救護班等として）。

(5) ガバナンス体制の強化

組織の基本理念と基本方針をスタッフ全員が理解し、行動する。

4、その他

- ・利用者の定期血圧測定を行うとともに、不安や要望を聞き適切な支援を行う。
(グリーンハイム 1回/月 和幸園 2回/日)
- ・ご利用者の健康診断や予防接種の予定を立て、実施協力を図る。
- ・施設行事への参加協力を行う。

<栄養課>

1、基本方針

厨房業務委託業者との連携を図り、ご利用者の栄養向上に努め、安心・安全で喜んで頂ける食の提供を目指す。

2、本年度の重点目標

- ・厨房業務委託業者との連携を図り、質の高い食事の提供に努めるとともに、大量調理マニュアルを遵守し、徹底した衛生管理に努める。
- ・個々の摂食・嚥下レベルに合わせた食事の提供及び摂食・嚥下レベルの向上に努める。
- ・「日本人の食事摂取基準2015年版」の塩分目標量である7.0g未満/日の献立作成を行い、塩分量の減少により利用者の喫食率が低下しないよう、経過観察を行いながら段階的に塩分量の調節を行っていく。
- ・今までより食べやすく、おいしい、やわらか食の提供を行えるよう、内容の見直しを図る。
- ・食事の適温提供のための保温食器の使用など、適切な食器選択の指導を行う。

3、法人の5つの視点に対する取り組み

(1) 利用者視点

- ・委託先栄養士、調理員とそれぞれの役割分担、業務分担に基づき、ご利用者への質の高い食事提供を実践するための連携、協力体制を構築する。
- ・ご利用者個々のケース検討、ケアプラン、栄養ケアマネジメントに沿った食事形態内容の検討を行った上で食事を提供する。
- ・委託先栄養士、調理員との懇談会を持ち、ご利用者からの要望を伝える(選択メニュー等)。

(2) 財務視点

- ・栄養関係に関する加算の確実な算定に努める。
- ・委託業者との連携により適正な支出管理に努める。

(3) 人材確保と育成

- ・職員間の業務連絡を密にする。
- ・研修会、勉強会に積極的に参加し、専門性の向上に努める。

(4) 地域貢献の推進

- ・ショートステイ、デイサービスご利用者、ご家族、地域の方々からの要望に応じて栄養相談を行う。

(5) ガバナンス体制の強化

- ・衛生管理体制を強化することで、安心、安全な食事提供を行う。
- ・多職種協働体制の連携を密にし、計画的に全ご利用者の栄養ケアマネジメントの強化を図る。

4、その他取り組み、行事等

- ・保健衛生に関する研修会に参加し、感染症、食中毒防止に努める。
- ・常食、柔らか食、ゼリー食、治療食に関する研修に参加し、摂食困難者に対しての食の楽しみを追究する。
- ・寿司やてんぷら等、利用者の前で調理を行い、出来立てを食べることのできるイベントを実施する。

【グリーンハイム】

- ・食物繊維と乳果オリゴ糖を用いた排便コントロールに取り組む。
- ・介護職員向け研修を実施する（治療食、食事介助用品、栄養状態と疾病について、栄養食品等）。

【和幸園】

- ・食物繊維と乳果オリゴ糖を用いた排便コントロールに取り組む。
- ・褥瘡会議へ参加し、管理栄養士としての立場から褥瘡予防に取り組む。

【年間行事食予定】 ※栄養課 和幸園、グリーンハイム共通分

開催時期	行事食予定	メニュー予定
5月 5日	子供の日	子供の日ゼリー
7月 7日 24日	七夕 土用丑の日	七夕ゼリー かば焼き
9月 23日 27日	お彼岸 十五夜	お彼岸（おはぎ） 月見まんじゅう
12月 22日 31日	冬至 大晦日	冬至（かぼちゃ小倉煮） 大晦日（年越しそば、おせち）
1月 1日 ～3日 7日	元旦 七草粥 鏡開き	雑煮 おせち料理 七草（七草粥） お汁粉
2月 3日	節分	節分（恵方巻き、いなりずし）、
3月 3日	ひな祭り	桜寿司、桜餅

※敬老会、クリスマス忘年会など、栄養課のみでの企画以外の行事に関しては、グリーンハイム支援課、和幸園相談課と都度協議する。そのイベントに合った食事を検討し、提供していく。

<訓練室>

1、基本方針

ご利用者の身体機能維持及び低下の防止を図り、脈拍、血圧、体温、呼吸状態などリスク管理に留意した専門職による個々のニーズに合わせたサービスを提供する。

2、本年度の重点目標

【和幸園】

- (1) 集団レク活動（大規模や小集団など）を通して、個人の持っている能力を引き出す。
- (2) ご利用者の「健やかな生活」につながるリハビリを実施する。
- (3) 個別機能訓練計画書の作成、個別機能訓練の実施状況の確認と指導の充実を図る。

【グリーンハイム】

- (1) ご利用者個々のニーズを踏まえた「健やかな生活の実現」に向けたリハビリを実施する。
- (2) 個別支援計画書とより連携したリハビリテーション実施計画書の作成に取り組む。
- (3) リハビリテーション実施計画書作成の関連職種による連携方法を確立し、現在の作成率50%から60%への向上を目指す。

3、法人の5つの視点に対する取り組み

(1) 利用者視点

【和幸園】

- ① PT・OTとして、知識の向上に研鑽を積み、専門性を高め、機能評価に基づきADLの維持向上のための訓練や生活関連動作のリハビリを実施し、施設での生活がより充実するように取り組む。
- ② ご利用者の身体的、精神的な状態を理解し、ご本人やご家族にわかりやすい説明を行い、信頼される対応に努める。
- ③ ご利用者の能力を評価し、できることを増やすなど能力向上を図ることで自信や意欲を持っていただくように関わっていく。
- ④ オムツゼロや常食化推進等、和幸園独自の取り組みについて継続して実施できるように支援する。
- ⑤ 各委員会や法人研修に参加し、身体拘束、虐待、事故、感染、褥瘡に関するリスクへの対応や個々の症例に対する個別検討を行い、ケアに対する助言・指導を行う。
- ⑥ 体操、音楽、ゲームなどレクリエーション活動を充実させ、ご利用者の対人交流や協力関係を促し情緒的な安定を図る。
- ⑦ 車いすや歩行器、杖、装具などの補装具や自助具、体交クッションなどの福祉用具の選定や使用方法の指導を行い、ご利用者に対して適正で迅速な対応を行う。
- ⑧ ショートステイユニットで、OTが小集団レクを実施し、より具体的な目標と効果を期待し、お一人おひとりにアプローチできるように関わる。

【グリーンハイム】

- ① PTとして、知識の向上に研鑽を積み、専門性を高め、機能評価に基づきADL維持向上のための訓練や生活関連動作のリハビリを実施し、施設での生活がより充実するように取り組む。

- ② ご利用者、ご家族の意向を踏まえたニーズを捉え、ご利用者の身体機能を維持し、その人らしく生活を充実できるよう支援する。また、説明に関してはご本人、ご家族に理解しやすい内容とし、信頼を得られるようにする。
- ③ ご利用者がその人らしく生活するために必要な車いすや歩行器、杖、装具などの補装具や自助具、福祉用具（体交枕・靴・保護帽など）の相談や使用方法を提案する。
- ④ ご利用者の施設生活での困り事（ADLや生活関連動作について）の改善策を提案し、ご本人・職員にとってより良い方法を選択できるような支援に取り組む。
- ⑤ 各委員会や法人研修に参加し、身体拘束、虐待、事故、感染症などのリスクへの対応を迅速に行えるようにする。

（2）財務視点

- ① コスト管理の徹底
在庫管理を定期的に行い、過剰な物品購入を避ける。また、発注先を複数検討し、コスト削減を図る。
- ② 節約意識を持つ
省エネルギーに取り組み、光熱水費の節減に努める。

（3）人材確保と育成

PT・OTの専門性を活かした知識・技術の伝達や情報交換を密に行う。各々の弱点部分を補い、精神的な負担を軽減し、働きやすい環境を作る。

【和幸園】

新人研修の移動・移乗を担当し、ご利用者及び介護者の負担軽減となる介助技術の伝達を行う。

【グリーンハイム】

介護課と連携し、車いす、ADL、障がい等についての知識や実習を含めた勉強会を開催する。

（4）地域貢献の推進

- ・地域に対して情報発信、協力、援助を行う。
- ・平成28年度は、北海道医療大学リハビリテーション学部学生（PT）の臨床実習機関として人材の受け入れを行う。

（5）ガバナンス体制の強化

【和幸園】

高齢者施設としての方針や理念を念頭におき、PT・OTの打ち合わせや情報交換を密に行い、業務を遂行する。ほのぼのソフト及び法人共通のファイルに入力することで、各種記録の開示・照会には各部署にて可能となっているが、個別機能訓練計画書やアセスメント表、日誌などの書類の整備を徹底し、さらに業務の明確化や記録の充実を図っていく。

【グリーンハイム】

リハビリテーション実施計画書の作成や同意、日々の業務や利用者の経過等の記録の整備を徹底し、業務の明確化を図っていく。

4、その他取り組み

【和幸園】

① 車いすカンファレンスの実施

高齢者施設においては、身障手帳による新規車いすの作製ができなくなっているため、すでに申請済みの車いすの修理申請、施設備品車いすの不具合の早期発見と修理を行う。また、座位姿勢不良なご利用者に対してシーティングの調整を行う。

② 認知症ケアに対する研修、シーティングやポジショニングの研修などリハビリ担当者として必要な研修や札幌で開催される全国学会に参加し、自己研鑽に励む。

③ 法人内研修へ参加する。

【グリーンハイム】

① 車いすカンファレンスの実施

車いすカンファレンスにおいて、身障手帳による新規車いす作製や修理申請等について、ご利用者・ご家族・関連職種のニーズをまとめ、業者と検討していく。

② 障がい特性やシーティングなどの講習会、研修会等へ参加する。

③ 法人内研修へ参加する。

<和幸園デイサービスセンター>

1、基本方針

在宅における高齢者は年々増加し、一人暮らしや高齢者夫婦の割合も急増している。デイサービスは、家族のレスパイト目的の他に利用者の日常生活動作の向上と生活の質の向上を図りながら在宅生活を支え継続することが求められている。そのために、和幸園デイサービスセンターは今年度より「自立支援」を柱に取り組みを強化していく。機能訓練士や看護師による機能訓練や介護職員による生活リハビリの視点を重視した日常的な関わりを持ちながら身体機能の向上、体調変化の早期発見、生活意欲の活性化を目指し個別計画に沿った実践をすることで個々の利用者の潜在能力を引き出し「生きがいづくり」に繋げていく。

デイサービス事業所は近年乱立気味であったことに加え、平成27年度の介護報酬の大幅な減額の影響もあり縮小、閉鎖する事業所が相次いでいる。和幸園デイサービスセンターは、結果の出せる事業所として利用者、家族、居宅介護事業所等から信頼を獲得し「選ばれる事業所」となるよう努めていく。

2、本年度の重点目標

- (1) 1日平均利用者数35名を目標とする。
- (2) ご利用者の自立支援を目的とし、お一人おひとりが「自分らしく生きる」ためにどのような支援が必要かを常に考え、行動できる職員となることを目指す。
- (3) 職員が働きやすく、仕事を続けられるように、身体に負荷のかかる業務の見直しや時間外労働の減少、有休消化率の向上に努めていく。

3、法人の5つの視点に対する取り組み

(1) 利用者視点

- ① 介護、運転技術の向上を図る。和幸園が実践し効果を上げている基本的ケアの水分、食事、排泄、運動の知識を全職員が習得し、専門性を高める。
- ② ご利用者それぞれの個別性を踏まえ、全体での取り組みはもちろん、個別ケアを実践する。
- ③ ご利用者、ご家族からの声を集め、事業運営に活かす。
- ④ 常勤職員は利用者担当制を継続し、個別理解に努め、職員全体で共有できるようにする。

(2) 財務視点

① 新規利用者獲得

- ・無料体験を継続実施し、体験時には事前に情報を収集したうえで、職員が個別に対応できる体制を構築し、当事業所を選択して頂けるよう努める。
- ・居宅介護事業所のケアマネジャーとの連絡を密にし、ささいな変化や発見を細かく報告し、体調や異常の早期発見に努め、受診等につなげ、休むことなく利用いただけるよう努める。

② 経費節減

- ・日常における消耗品は、担当者により底値を把握しながら、発注から在庫管理、消耗状況などを管理していくとともに職員の節約意識を打ち合わせや会議等で呼びかけていく。
- ・職員配置の適正化により、日中においても事務作業を効率的に行ない、時間外勤務をさらに減少する。

(3) 人材確保と育成

- ① 現在、安定した職員体制となっているため、継続できるようにする。
- ② 新人職員に対しては、一定期間職員が行動を共にしながら指導し、本人の知識や技術の習得状況を確認し、業務内容の幅を広げていく。全職員に対しても、適時、法人内外の研修に参加し、知識や介護技術の向上に努める。
- ③ デイサービスの利用者数は、入院やショートステイの利用、季節による利用の変動などがあるため、その利用状況を把握し、有休取得可能時期を提示、有休取得率の向上に繋げる。また、目的を持った有効的な有給取得ができるよう働きかけていく。
- ④ 毎月1回開催のデイサービス会議では、内容を精査し、各利用者の情報や支援内容を共有する場とし、サービスの質の向上を目指す。

(4) 地域貢献の推進

- ① ホームページ、ブログの充実を図り、関係機関及び地域住民にデイサービスを身近に感じていただくように努める。
- ② 「介護何でも相談」への参画を継続する。
- ③ 石山中央幼稚園との交流を継続する。
- ④ 地域の学校からの職業体験ボランティアの受け入れを行う。
- ⑤ 町内会のゴミ拾いへの職員参加を推進する。

(5) ガバナンス体制の強化

- ① 通所介護計画、個別機能訓練計画等の期日までの作成及び関係法令に則した内容となるように質の向上を図る。また、実施できているか他者が確認するようにする。
- ② 加算要件等について知識をさらに深め、定期的に内容を確認する。

4、年間行事計画

開催時期	外出行事	年間行事	その他の活動
4月	外出レク (喫茶)		・5月～10月 園芸活動 ・毎月月末 お誕生会の実施
5月	お花見	端午の節句・菖蒲湯	
6月		演芸週間	
7月	外出行事		
8月		七夕・夏祭り	
9月		敬老会	
10月	紅葉見学		
11月	外食レク (食事)		
12月		クリスマス会・お鍋 餅つき・正月飾り	
1月		寶引き・百人一首	
2月	雪まつり	節分豆まき	
3月		ひな祭り ゲーム大会	

<生活介護事業所グリーンハイム (日中一時支援事業所グリーンハイム) >

1、基本方針

「どんなに障がいが高くとも、住み慣れた地域で、心豊かに自分らしく生活を続けたい(続けさせたい)」という障がいをお持ちの方本人とその家族の思いに応えるべく、日中における生活介護支援の場を提供し、必要時に必要な支援を行うことができるよう努める。また、在宅生活がより質の高い生活になるよう側面的に支援し、地域における社会資源としての役割も果たしていく。

2、本年度の重点目標

【平成28年度実績目標】

平均利用者数 14名/日

区分5・6割合 60%/日

- (1) 「幅広い年齢層・重度の障がいをお持ちの方が利用する事業所」としての特性を活かし、各々のご利用者のニーズに合わせた環境を整えていく。

- (2) 法人統括事業推進課との連携のもと、法人内障がいサービス事業所（入所・短期入所・訪問介護・相談支援・居宅介護）と連携を図りながら、ご利用者が活用しやすい包括的なサービス提供を行い、一層のご利用者確保に努めていく。
- (3) 職員の定着化、働きやすい事業所作りを目指し、職員個々のモチベーションを高めていく。
- (4) 新体制の下、職員が一致団結し、進化した事業所運営を目指す。

3、法人の5つの視点に対する取り組み

(1) 利用者視点

- ① 個別支援計画を半年毎に見直し、十分なアセスメントを通じて、ご利用者の潜在しているニーズを掴み、修正を加えながら実践、支援していく（必要時には家族の協力も依頼していく）。
- ② 使い易い設備、備品などを用意し、生活リハビリ（スポーツレクリエーション・健康体操等）の場、介護を提供しやすい場になるよう努めていく。
- ③ 日々の生活を支えていく為に、利用日にバイタルチェックや体重測定等を行い、記録として残すとともにご利用者（必要時に相談支援専門員、ケアマネジャー）に伝える。また、ご利用者の身体機能、精神機能の変化や衰えなどをご利用者、ご家族が自ら自覚できるよう働きかけ、個々のご利用者の生活の中で活かしていただく。
- ④ 利用日の連絡ノート、月毎「グ・デイつうしん」、法人機関誌「かけはし」の発行等を通じて事業所の様子や当法人及び当事業所として目指すもの等をご利用者、ご家族に伝える（ご利用者・ご家族が必要な時に必要な情報を得られるようにする）。
- ⑤ 重度のご利用者、高齢等のご家族で、希望があれば役所の申請（サービス利用申請・補装具支給申請・区分認定申請等）の支援を行い、在宅生活を側面的に支援する。
- ⑥ 関係機関、他事業所と随時必要な情報交換を行う等、連携を密にし、必要な場合は事業所間調整会議等を開き、課題に即応し、生活している場所で安心して生活続ける事ができるよう努める。
- ⑦ 必要に応じて家庭訪問を行い、ご利用者・ご家族のニーズ、ご家族を取り巻く環境の把握に努める。
- ⑧ 利用者記録（連絡事項・引継ぎ事項）において、パソコン使用による業務省略化をさらに行い、利用者ケアに充てられる時間を増やしていく。

(2) 財務視点

- ① 法人統括事業推進課会議、生活介護事業所戦略会議で話し合われた課題等を事業所スタッフ会議の場で話し合い、確認・分析し、新規受け入れ等に繋げ、経営の安定化を図る（利用実績及び区分5・6の割合確認を行う）。
- ② 法人統括事業推進課会議の場において情報交換を行い、特に当事業所を利用し、法人内の訪問介護、短期入所、相談支援等を併用している方への効果的な援助、利用へと繋げていく。
- ③ 養護学校との連携を強化し、施設体験実習を積極的に受け入れるとともに、事業所についての理解を深めていただき、将来的に生活進路の選択肢の一つとして当事業所が選ばれるよう努めていく。
- ④ 物品購入の際は、経費節減を心がける（安価な店選び）。
- ⑤ 職員個々が節電・節水・物品の節約を心掛ける（こまめな電源オフ、消耗品の管理）。
- ⑥ 事業所内の備品・物品を長く使えるよう会議内で呼びかけ大事に取り扱っていく。
- ⑦ 行事やレクリエーションは、予算内で充実したサービスを提供できるよう努める。

(3) 人材確保と育成

- ① 職員個々の雇用形態、経験年数、力量、本人の意向等、各々の生活環境、条件に合わせた役割分担を行う。特に常勤職員への仕事の割り振りを積極的に行い、育成に繋げていく。
- ② 常勤職員を中心とした職員の資質向上の為、個々に応じた研修会への参加をバックアップする。
- ③ 個人年間業務計画、目標シート、評価育成制度に基づき、定期の個人面談を行い、職員本人の思い気持ちを汲み取り、職場環境の整備を行う。
- ④ 新人職員（経験年数2年未満含む）が学びやすい教育プログラムを作成し、サビ管、常勤職員を中心とした全職員での精神的ケアを含めたバックアップ体制を構築する。

(4) 地域貢献の推進

- ① 地域にある小・中・高校（養護学校含む）、福祉、医療分野の専門学校生、大学生等からの職場体験実習等を積極的に受け入れ、将来の福祉、医療、介護を担う人材育成に取り組む。
- ② 地域の行事等へ事業所のご利用者、職員ともに積極的に参加していき、地域交流を図る。

(5) ガバナンス体制の強化

生活介護サービス提供に係る契約、実績記録、計画書、経過等の記録関係、その他行政への提出書類等の書類整備を徹底し、いつでもご利用者、ご家族及び行政からの書類、記録等の照会や実地指導等に対応できるようにコンプライアンス体制の構築を図る。

4、職員研修計画

- ① 事業所内研修（外部講師：作業療法士による実技研修 不定期実施）
- ② 法人内研修
- ③ 介護福祉士等習得の為の技能講習（※法人内開催分含む）
- ④ 各種団体主催研修（サビ管・常勤職員等）

5、年間行事計画

開催時	外出行事
5月～7月	外出行事（ご利用者の希望の場所を設定し、月～金まで計5回実施する）の実施
8月～9月	野外バーベキュー（月～金まで計5回実施する）
10月	焼き芋パーティー（回数未定）
1月	新春ビンゴゲーム大会（月～金まで計5回実施する）
1月～2月	鍋料理（月～金まで計5回実施する）
通年	園芸活動として中庭の一部を花壇・畑として利用し、命を育み愛でる活動を取り入れていく

<相談支援事業所グリーンハイム>

1、基本方針

障がい種別、障がいの程度に関わらず、各々が望む当たり前の生活の実現のため、相談支援従事者としての知識、技術、ネットワークを活用し、フォーマル、インフォーマルな社会資源を繋ぎ合わせた相談支援を実践する。また、計画相談件数、地域移行支援件数を伸ばし、経営的にも健全な事業所運営ができるように相談者の確保に力を入れ、札幌市内において、質・量ともにトップクラスとなるような事業所運営を目標としていく。

2、本年度の重点目標

【平成28年度実績目標】

計画、モニタリングケース 50件/月
地域移行ケース 5件/月

(1) 相談ケースの確保（計画相談、地域移行相談等）

① 事業所の認知度向上

制度上の障がい者相談支援事業の役割が明確化され、病院、施設、障害福祉サービス事業者等の関係機関において、相談支援事業の認知度が向上してきているが、札幌市を見ると、セルフプランでの障害福祉サービス利用申請が多い状況である。そのため、これからも一つの相談に対して、迅速・丁寧に対応し、関係機関との信頼関係をより強固なものにし、連携体制の強化、拡大を図り、関係機関とのパイプをより太いものにしていく。

② 事業所の特色の明確化

迅速且つ丁寧な対応が可能な相談支援事業所として、三障がい及び児童、触法等の全ての対応をベースに身体障がい者への支援を得意としている事業所として情報発信を行う。どんな相談にも対応できる事業所として、関係機関に信頼をいただけるように対応する。また、法人内の他事業所と連携しながら、家族支援にも対応していく。

③ 相談支援ネットワークの構築

相談支援を行うにあたり、福祉、保健、医療、教育、就労等の幅広い関係機関との連携が必要となるため、関係機関との信頼関係の構築を図り、顔の見える関係作りに取り組んでいく。また、南区委託相談支援事業所との関係作りは、当事業所の相談支援の質向上に欠かすことができないため、南区地域部会やケースを通して、信頼関係を構築し、共に南区の障がい者相談支援の充実を図っていく。さらに、他区の札幌市委託相談支援事業所へも幅を広げ信頼関係の構築に努める。

(2) 相談支援専門員の育成

平成27年2月より事業所体制の強化に伴い、常勤相談支援専門員を2名体制とした。新人相談支援専門員は、制度理解に対する前向きな姿勢、利用者主体の支援観等を持ち、一人で相談を受け持つことができている。また、適時、フォローアップを行い、利用者主体の難しさ等の情報共有を行っている。今後、役職に関係なく相談支援専門員として対等な立場で、どのような支援が相談者にとってよりよいものなのか、ケースカンファレンス、日々の業務を通して考え、各々のスキルアップを目指していく。

3、法人の5つの視点に対する取り組み

(1) 利用者視点

① 相談支援従事者としての責任性向上

総合的且つ継続的な支援の提供を行い、ご利用者のニーズ、課題の解決に向けたケアマネジメントの提供を終結まで責任を持って実践していく。

② 自己決定と主体性の尊重

相談者一人ひとりの考え方、価値観、生活様式等を尊重しながら、相談者の積極的な関わりを求め、情報を共有し、自己決定に基づき実施することを基本方針とする。また、子どもの場合、ご家族の考え方、価値観等から支援を判断するのではなく、ご本人の意思や関係機関からの情報等を把握した上で、支援していく。

③ 家族支援

相談者(子ども)だけではなく、ご家族を取り巻く環境を把握し、法人内外の事業所と連携しながら、家族支援を行っていく。

④ 権利擁護とエンパワメントの視点

相談支援従事者は全ての過程において、相談者の権利が侵害されないよう努めていく。また、相談者が自己の課題の解決に対し、自らが主体者であることを自覚し、力を高めていくエンパワメントの視点で支援していく。

⑤ プライバシーの尊重と秘密保持

当法人における個人情報管理規程及び各関係機関における個人情報保護法に基づいた規程、並びに各専門職等に基づく秘密保持規程に基づいた対応を徹底していくとともに、事業所内部での研修、内部牽制体制を構築する。

⑥ 中立性、公平性の確保

相談支援従事者は、相談者と支援機関との間に立つ存在であるため、独立かつ幅広い関係機関との連携を保ち、公正、中立なケアマネジメントの実践を図っていく。

⑦ 関係機関とのネットワーク構築

相談者が必要とする支援は多種多様であり、また、その支援を行う関係機関は福祉、保健、医療、教育、就労等様々であることから、それらの関係機関と緊密に連携するよう努める。

⑧ 障害者虐待防止法の理解とその予防

早期発見及び障害者差別禁止条例の理解とその予防への取り組み、障がいのある方に対する差別や虐待のない地域社会づくりのため、札幌市行政や関係機関への積極的な支援、協力を行っていくとともに、虐待を発見した場合の通報、届出等についての義務を適切に履行する。

(2) 財務視点

① 相談ケース、計画作成ケースの確保（収入の向上）

新たな関係機関との連携体制の構築に取り組み、相談ケースの増加に取り組んでいく。特に地域移行ケースの確保を目標として医療機関（精神科）、施設等との連携体制の構築に重点を置く。また、現在、連携体制が構築されている関係機関からの相談ケースについて、迅速、丁寧に支援を行い、新たな相談者を紹介していただけるよう努めていく。

② コスト管理の徹底

事業所職員として、事業所の収支状況の的確な把握、理解を進めていくとともに、支出コストへの意識を高め、予算に応じた支出を徹底していく。目に見えない支出（業務効率等）も意識し、コスト管理に取り組んでいく。

（3）人材確保と育成

① 事業所体制の強化

相談ケースの増加により、常勤相談支援専門員を2名体制とし、事業所体制の強化を図った。各々が責任を持ち、相談に対応することで、関係事業所から、相談を受け、ケース数が順調に伸びている。平均請求件数が60件になった際、より相談に対応できるよう相談支援専門員の増員を検討する。また、3名体制にすることで、加算を算定することができるため、収支改善も期待される。

② 相談支援専門員の育成

新人相談支援専門員の知識習得に対する積極的な姿勢、利用者主体の支援観等により、一人で相談に対応することができている。また、適時ケースカンファレンス等を行い、情報共有を行っている。今後、役職に関係なく、相談支援専門員として対等な立場で、どのような支援が相談者にとってよりよいものかを、ケースカンファレンス、日々の業務を通して考え、スキルアップを目指していく。

③ 相談支援専門員のフォロー体制の構築

様々な相談支援を行う中で生まれるジレンマ、精神的な負担を軽減するため、定期的なケースカンファレンス、個人面談等を実施する。また、日常的に各相談支援専門員のケースについて、相談し合える関係、風土作りに取り組んでいく。

（4）地域貢献の推進

札幌市自立支援協議会南区地域部会や札幌市南区地域運営会議（地域包括支援センター主催）への参画を継続し、行政、他相談支援事業所、その他関係機関との連携強化を図るとともに、障がいをお持ちの当事者やその家族、また市民に対し、様々な情報の発信等を通じてインフォーマルな支援体制づくりの一端を担い、障がいをお持ちの方が住みやすい町づくりに取り組んでいく。

（5）ガバナンス体制の強化

相談支援サービス提供に係る契約、計画書、経過記録、行政への提出書類等の書類整備を徹底し、ご利用者及び行政等からの書類・記録等の照会や実地指導等に対応できるようにコンプライアンス体制の構築を図る。また、事業所内での定期的なチェック等を行い、内部牽制体制を構築する。

4、職員研修、相談支援技術の向上を図る取り組み

相談支援従事者のケアマネジメントスキルの向上及び保健・医療・教育・就労等に係る社会資源についての内・外部研修へ積極的に参加する。また、札幌市相談支援事業所勉強会に参加し、他相談支援事業所相談員と顔の見える関係を構築し、困難事例等の相談ができる環境を整えていく。その他、札幌市自立支援協議会南区地域部会への参画を継続し、行政、他相談支援事業所、その他関係機関との連携強化を図っていく。

【研修計画】

内 容	
法人内研修	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉サービス全般に係る知識、技術等の習得 (年間5～7回開催)
札幌市自立支援協議会関係 学習会	<ul style="list-style-type: none"> ・自立支援協議会南区地域部会における他関係機関との情報共有や事例検討を通じた知識、技術の向上 (年間3～4回開催) ・札幌市及び他区自立支援協議会で行う学習会参加による知識、技術の向上 (年間3～5回開催)
事業所内研修	<ul style="list-style-type: none"> ・フォーマル・インフォーマルな社会資源に係る情報共有 ・相談支援ケースに係る振り返り及び事例検討 ・法、制度の把握、理解
他事業所研修への参加	<ul style="list-style-type: none"> ・法人内他事業所で実施される研修への参加による知識、技術の向上
外部研修	<ul style="list-style-type: none"> ・当事業所の相談支援業務に係る課題等を明確にした上で、目的に沿った内容の研修へ参加

<地域事業部>

1. 基本方針

平成27年度は、介護保険法の改定による影響を受け、全国的に経営が難しくなった訪問介護事業所等が増加したにもかかわらず、地域事業部各事業所においては、職員それぞれの意識の高さに反映され収益を維持できた。

札幌市は、国が推奨する「地域包括ケア」の一環である介護予防・日常生活総合支援事業（総合事業）への移行を平成29年度から実施することになっている。それに伴い、現在の要支援1・2の方々への支援の方法に変化が生じるため、変化に適応できる事業所づくりを目指さなければならない。また、地域社会との関係は、法人の基本理念と方針の中にあるとおり「地域の方々との信頼と協力の絆を築くとともに地域との共存・共栄・共生」を目指し「ご利用者の尊厳保持と自立支援を基本として、ご利用者お一人おひとりに最善のサービスを提供する」という事業展開を今後も継続していく。

現在、地域と繋がりを強化するため法人全体で地域活動に参加しており、特に平成27年度から実施している「石山朝市バス」の運行は地域の皆様に少しずつ浸透し、利用者が増えてきている。また、石山地区で行っている地域の方々を対象としたお茶の間懇談会は石山地区の福祉のまち推進センターとの連携の中で定期的実施できている。このように、地域の中での取り組みに積極的に参加し、法人内・外の関係機関との連携を強化し、地域の方々の要望に積極的に対応することが一層の地域連携及び地域貢献に繋がるものとする。また、認知症に対応力のある法人の強みを活かし、地域に不足しているサービスの中から、新規事業や総合事業へ繋がるものを計画し推進していく。

地域事業部としては、高齢者・障がい者を問わず、「可能な限り在宅でその人らしい生活を主体的に過ごせるよう支援と援助を提供させていただく」ために、地域で一貫した事業展開を推していくことを目指しているが、これこそが現在言われている地域包括ケアに繋がるものとする。

2. 重点項目

- ・各事業所の財政的な基盤を安定させるためにも、最低限どの事業所も稼働率の向上を目指さなければならない。そのうえで、事業拡大できる部門については、人員の確保を行いながら新規利用者の獲得に力を入れていく。そのためには、地域で長く生活できるようにご家族及び地域の方々と連携しながら、地域内の社会資源の一つとしての法人本体施設との協働が重要なこととなるため、今まで以上に在宅部門と施設入居部門の連携を密にして、在宅生活に支障をきたす状況を施設で軽減し、再び在宅で生活していただくため支援システムの構築に取り組む。
- ・在宅と施設部門が連携し、事業展開をするためには、まずは人材の育成・確保が必要となることは当然のことである。特に、訪問介護事業所は、他法人の居宅介護支援事業所より職員の力量が高いと評価を受けている為、人員配置の強化を図る事で業務を拡大することができる状況にある。そのためには、事業所内研修はもとより、職員間で互いに協力し合える体制を強化していくことが、技術の伝承や人間関係の醸成に繋がっていくと考える。地域事業部の職員の定着率は非常に良い状況にあるため、引き続き職場の人間関係を良好に保つよう努めていく。

3. 法人の5つの視点に対する取り組み

(1) 利用者の視点

在宅生活を可能な限り継続していただくために、様々なご要望にお応えできるよう普段から情報収集に努め研鑽を図る。特に緊急な対応や困難な事例であっても、速やかに関係法令を確認しながら対応し、信頼される事業所運営を行う。

(2) 財務視点

地域事業部の事業の中には、ハード面での限界がなく展開できる事業がある。許容範囲が決められた事業はもとより、稼働率の向上を目指すことが財務状況を安定させることに繋がるが、人員配置によって許容範囲を広げることができる事業については、人材の確保に努め、範囲拡大に繋げていく。また、コストの削減を行う為に、時間・モノはコストという意識を常にもち一層の効率化を図れるよう努める。

(3) 人材確保と育成

- ・地域事業部の職員は、パート職員が多いにもかかわらず、専門職を目指す職員の意識は高い。特に登録ヘルパーの方々は多様なニーズにも応えていただける貴重な存在である。今後もこの高い意識を継続できるよう各種資格取得を支援するとともに、貴重な人材が法人外へ流失することを防ぐため、職員個々の雇用形態の希望に合わせ、法人内他事業所での雇用も支援する。
- ・事業所内研修及び法人内外の研修等を重ねながら、介護職員やヘルパーの支援の幅を広げていく。
- ・地域事業部の各事業所では常勤職員が少なく一人一役割といった形となることが多く、互いに役割をカバーし合うことが難しい状況にあるため、有給の消化率も低く、オーバーワークにもなりがちであることから、継続的实施に至らなかったノー残業デイの実施と有給消化率の向上を目指すための事業所体制を構築する。
- ・地域事業部の職員の定着率が非常に良い理由として、先輩職員と新規入職職員との連携が良好であることがあげられる為、引き続き継続していく。

(4) 地域貢献の推進

- ・在宅生活を支えるために必要とされるご利用者お一人おひとりと地域との関係を大切にするため、平成27年度から法人内各事業所職員との連携により実施した「朝市バスの運行」、懇談会等を継続して行うことで、地域ニーズの発掘や連携強化に繋げる。
- ・南区内に限らず在宅医療に力を入れている機関との連携も継続し、責任を持って対応している事業所であることを示していく。また、新規に活用可能な連携先を開発する。
- ・法人内各事業所と連携し、地域にお住まいの介護予防対象者及び要支援・要介護者や地域の老人会、町内会及びご家族に対し、講演会などを継続して行い、情報発信に取り組む。

(5) ガバナンス体制の強化

- ・職員個々の役割の明確化を行い、信頼される事業所づくりを行う。具体的には、法人全体の取り組みである評価育成制度等とともに多様な役職、雇用形態の職員に対し、それぞれの役割を明確にした育成を行うことで、責任をもった行動ができる職員を育成し、信頼を得る。

- ・各種委員会での検討事項を浸透させ、職員が一体となって行動できるように進める。
- ・それぞれの事業所におけるコンプライアンスの確認を定期的に行いながら事業運営を進める。多様な職員や多様な役割があるうえで各種会議を行い、事業を進めるが、会議内容の精査とともに内容の職員への周知徹底を図る。

＜和幸園居宅介護支援事業所＞

1、基本方針

介護支援専門員（ケアマネジャー）が介護や介護保険制度に関するあらゆるご相談を受けられるように、介護保険制度の理解と法令の遵守に努め、可能な限り住み慣れた地域で自立した生活が継続できるよう、専門職としての資質向上に努め、質の高いケアマネジメントを目指す。また、地域の福祉向上を目指し、包括的支援を展開することで地域住民から信頼を得られるよう努める。

2、本年度の重点目標

【平成28年度実績目標】

要介護利用者	175件／月
要支援者	40件／月

(1) 安定したご利用者の確保に向けた関係機関との連携強化

地域で長く生活できるようにご家族及び地域の方々と連携しながら、ご利用者の選択に基づき適切な介護保険、保健医療サービスが受けられるよう支援していく。また、在宅生活に支障をきたす状況を施設で軽減し、再び在宅で生活していただくため法人本体施設との連携を今まで以上に密にし、利用者が望まれる在宅生活の継続を目指す。

(2) 自立生活支援の理念に沿ったケアプラン作成と運営基準の遵守

ケアプラン適正化が強化される中、「自立支援」に資する適切なケアプランの検証確認が重要となっている。「なぜそのサービスを位置付けたのか」という根拠とサービス提供に至るプロセスを他者にわかりやすく説明できる力量が求められる。居宅サービスの運営基準を遵守しつつ、毎月の居宅訪問とモニタリングの記録、適切なアセスメントとケアプラン作成、変更時におけるサービス担当者会議開催とケアプランの交付を行い、不備のないわかりやすい記録を目指す。

3、法人の5つの視点に対する取り組み

(1) 利用者視点

① 質の高いケアマネジメントの実践

積極的に医療との連携を図り、疾病と生活障がいとの関連性について精査し、利用者の生活課題の解決に繋がるケアプランを作成する。

② 緊急時における迅速な対応

疾病や家族力などを総合的に分析し、緊急時にも即時対応できる体制を整えるため、担当ケアマネジャーが不在時においても対応が可能となるよう、情報の共有化を図る。

③ 中立性、公平性の確保

ご利用者の利益を最優先に活動を行い、独立かつ幅広い関係機関との連携を保ち、公正・中立なケアマネジメントを行う。

④ 高齢者の権利擁護のための必要な援助

高齢者虐待防止法の理解を深め、早期発見及び予防に努め、必要に応じて札幌市、地域包括支援センターとともに、その解決に向けて積極的に協力する。

⑤ 説明責任について

制度改正に伴う新たな通知・通達等の内容を理解し、作成したケアプランに基づいて提供された保健、医療、福祉のサービスについて利用者に適切な方法、わかりやすい表現を用いて説明する。

⑥ 支援困難ケースの積極的な受け入れ

認知症等の疾患が原因で、サービス利用に対して拒否的な方に対しては、サービス内容の理解が容易に進むよう、ご家族等より詳細に情報を収集し、関係事業所との綿密な打ち合わせのもと、対応することで、スムーズなサービス利用に繋がるよう支援する。

(2) 財務視点

① サービス提供エリアにおける情報収集

常に経営分析を念頭に置きつつ、関係機関との連携の強化を図り、サービス提供エリアにおける新規参入事業所等、福祉サービスの動向を把握し、安定した事業所経営に努める。

② ケアマネジメント力の向上による在宅生活継続期間の延長

ご利用者の心身状況に応じて適切な医療サービスを受けることができ、ご利用者が望む在宅生活が続けられるよう、担当ケースの重度化にも対応できるサービス付き高齢者住宅や24時間対応サービス事業所等と日常的な連携の強化を目指す。

③ 新規ケースの確保

様々な来所、電話相談に対応し、相談者に満足いただけるような対応を心掛け、地域に信頼される事業所を目指す。そのための相談面接技術のスキルアップを図る。

④ コスト管理の徹底

- ・ 役割の明確化と業務の効率化を図り、残業時間の縮小を目指す。
- ・ 日常的にミスの防止や裏紙の再利用など事務経費の節減を心掛ける。
- ・ 朝礼や伝達会議等の時間をコストとして意識し、効率のよい報告を心掛ける。
- ・ パソコンの省エネモードへの切り替え、故障回避のため不用ファイルの削除及び圧縮、周囲の環境に配慮する。
- ・ 訪問時の経路などの工夫によりガソリンなどの経費節減を心掛ける。
- ・ 事業所としての事務作業等も含めた業務の洗い出しを行い、業務分担の見直しを行うことで業務の効率化を図る。

(3) 人材確保と育成

① 有給消化率のアップ

担当件数及び業務内容の効率化を検討しつつ、有給休暇消化率の向上と連続休暇の取得を目指し緊急性の高いご利用者情報の共有化と担当ケアマネジャー不在時の対応方法の確認を行う。

② 各資格取得の奨励

資格取得のための勤務日の調整を行う。

③ バーンアウトによる離職の予防

定期的な個人面談と随時のスーパービジョンを実施する。

④ 面接技術の向上

- ・ 様々な相談に対し即応できる面接技術と知識を身につけるため、個々の介護支援専門員の課題に応じた目標を設定し、研修計画を立案、実施するとともに、達成状況についても適時確認する。
- ・ インテーク面接等のビデオ学習や「ロールプレイング」等を通じて実践力を身につけていく。

⑤ ケアプラン内容のレベルアップ

- ・ 課題整理分析表やアローチャートなどを利用し、ケアプランの内容について伝達会議等で定期的に精査する。
- ・ 認知症ケアの最新情報の収集や研鑽を日常的に行い、ケアプランに反映させる。

(4) 地域貢献の推進

① 地域に密着した相談機関

- ・ 地域の方が入りやすく相談しやすい環境と体制づくりに取り組む。
- ・ 地域福祉の拠点として、法人の各事業所と連携し、地域住民に有益な情報提供を行うとともに、電話や来所相談など丁寧な対応を心掛け、地域に密着した相談機関を目指す。
- ・ 予防センターや民生委員の方とも連携し、認知症や介護に関する相談の対応を行う。必要な場合は関係機関へ繋げる。

② 地域との結びつきの強化

- ・ 石山朝市や近隣商店を利用する。
- ・ 地域のゴミ拾いに参加する。

(5) ガバナンス体制の強化

① 運営減算の発生防止

- ・ 業務マニュアルの見直しと徹底、リスクマネジメントの意識化を図る。
- ・ 課題分析票、ケアプラン、経過記録、モニタリングシートは、提出期限を設け、相互チェック体制の強化を図り、運営基準を遵守する。
- ・ 制度改正に伴う通知・通達等の法令の学習会開催、インターネット等を利用した制度の解釈や動向等の情報の収集を日常的に行い、共有する。
- ・ 個人情報保護については、個人情報の記された書類の確実なシュレッダー処理、台帳の保管期間の定期的な確認と処理を実施する。

② プライバシーの尊重と秘密保持

「個人情報保護に対する基本方針」に基づき個人情報を安全に管理するために必要な措置を定期的に検討していくとともに、事業所内部での研修を実施する。

4、研修計画

開催時期	内 容
4月	事業所内研修（業務分掌見直し）
	事業所内研修 外部講師招聘(相談援助技術)
	事業所内研修(災害時対応・連絡体制について)
	事例検討会
5月	札幌市介護支援専門員連絡協議会全体研修
	事業所内研修(認知症マニュアル見直し・BPSDの対応について)
	事業所内研修(相談苦情マニュアル・リスクマネジメント研修)
	事例検討会
	法人内研修
6月	事業所内研修（インテーク面接ビデオ学習）
	事業所内研修（「プライバシー」個人情報・ケアマネジャーの倫理）
	事例検討会
7月	第1回南区ケアマネ資質向上研修
	事業所内研修 外部講師招聘
	法人内研修
	事例検討会
8月	札幌市ケアマネジメント能力向上研修
	事例検討会
9月	第2回南区ケアマネ資質向上研修
	事例検討会
	法人内研修
10月	介護支援専門員連絡協議会研修
	事業所内研修 外部講師招聘
	事例検討会
11月	法人内研修
	第3回南区ケアマネ資質向上研修
	事例検討会
12月	札幌市ケアマネジメント能力向上研修
	事例検討会他
1月	第4回南区ケアマネ資質向上研修
	事例検討会他
	法人内研修
2月	事例検討会他
	事業所内研修 外部講師招聘
3月	事例検討会他

<和幸園・グリーンハイムホームヘルプサービス>

1、基本方針

老いていくことの辛さ、障がいがあることの不自由さを、共に感じる事の出来る私たちに今できることは「生きている」その瞬間を共に笑い、喜び、また辛さや苦しさに寄り添い、一瞬、一瞬を大切にできる支援である。そして、ご家族の利用者に対する思いに心から寄り沿うことができ、誰もが夢や希望を持てる「生きる力」となる支援を目指す。さらに、自分らしく生きようとする力を引き出せるように努めていく。

2、重点目標

(1) 地域と共に歩む事業所運営

- ・地域の方々から信頼され選ばれる事業所を目指し、介護のプロを育成するための研修の取組みや日々のヘルパーの活動の様子を知ってもらうための広報活動を職員ひとり一人が実践する。また、事業所入り口に、地域の方々に興味や関心が持てるような情報や介護に関する情報等を掲示していく。
- ・事業所の職員ひとり一人が、生き活きとした姿で笑顔を運ぶことで地域の方々元気になり、また支え合い、繋ぐ手は誰にもやさしい、あたたかい支援を目指すことで、地域とのコミュニケーションを図ることができると考えている。

(2) 重度の利用者への支援の取組み

- ・ご利用者から求められる支援を提供できる体制を整え、職員ひとり一人の知識と技術の向上を図り、生活する上での不自由さ、生きることへの不安を少しでも軽減でき、ご利用者及びご家族が笑顔で心穏やかに過ごすことができる支援を目指す。

3、法人の5つの視点に対する取り組み

(1) 利用者視点

- ・「その人らしく生きてきた生活」を、これからも「その人らしくどう生きていくか」、明日への夢や希望を持ち、住み慣れた地域で人生の最後まで尊厳を持って自分らしく生活が送れるよう必要な支援を提供する。

(2) 財務視点

- ・入院、廃止での収益の増減はあるが、これまで積み重ねてきた信頼を維持できるように、どんなケースにも、すぐに対応し、さらに職員の平均的力量的維持とサービスの質向上に取り込み、稼働率の向上とともに地域から信頼され選ばれる事業所を目指す。
- ・職員ひとり一人が経費削減の自覚をしっかりと持つように努める。

(3) 人材確保と育成

- ・仕事でのやりがいや達成感へと繋がることで、仕事へのモチベーションを保ち、離職者の低下に繋げる。
- ・経験豊富なベテランヘルパーが、マンツーマンで指導し、確実に成長に繋げる事の出来る職員教

育体制の整備に努める。

- ・職員に対しても「目配り」「気配り」「思いやり」をもつことで、職員が生き生きと笑顔で活躍できる環境を作る。
- ・仕事を離れての職員交流レクリエーションの充実を図り、仕事以外での職員交流によるチーム力の向上と職員の働く意欲向上へと繋げる。

(4) 地域貢献と推進

- ・ご利用者やご家族の誰もが、夢や希望、「生きる力」を持つことができるような支援ができる介護のプロを育てる。
- ・地域の中で「目配り」「気配り」「思いやり」が持てるヘルパーを育成することで、地域から信頼され選ばれる事業所を目指す。

(5) ガバナンス体制の強化

- ・法人が目指す理念を実現するために職員同士の意思の統一を図り、ご利用者各々の状況に合わせ、きめ細やかなサービスを提供する。
- ・サービス提供を実践するヘルパーから出てきた気付きをチームで共有し、一人ひとりが当法人及びホームヘルプサービス事業所の職員であることに自信と誇りを持ち、責任と信頼へと繋がるサービスの提供に努める。
- ・定期的なケアカンファレンスを行い、情報と意識の共有により、今以上の質の高いサービスの提供に努める。
- ・訪問介護計画の適正な作成及び見直しを進めていけるように業務の効率化を図る。

4、研修計画

(1) 全体研修（ヘルパー会議で実施）

開催時期	内 容
4月	外出介助
5月	ヘルパーの簡単調理
6月	調理実習
7月	法令遵守
8月	ヒヤリハットの事例検討
9月	転倒事故発生時の対応
10月	排泄ケア ①溢流性尿失禁
11月	ケアカンファレンス
12月	緊急時の対応
1月	感染症及び食中毒の発生の予防及び蔓延の防止
2月	認知症
3月	接遇

(2) グループ（4名）による実技研修

開催時期	内 容
4月・5月	オムツ交換
6月・7月	屋外での車椅子介助
8月・9月	清拭
10月・11月	口腔ケア
12月・1月	更衣介助
2月・3月	洗髪

(3) みんなでつくる研修会（3か月に1度の予定）

- ・ヘルパーの自主的な企画、運営のため、内容については未定

<和幸園芸術の森デイサービスセンター「のえるの森」（認知症対応型）>

1、基本方針

住み慣れた地域の中で、馴染みのある生活環境、人間関係、また家庭的な雰囲気の中、お一人おひとりに寄り添い、安心できる居場所づくりのための専門的ケアを実践する。介護者の負担を軽減でき、ご本人が住み慣れた自宅での生活が快適に過ごせるよう支援する。地域に密着したデイサービスセンターとして、ニーズを把握し、臨機応変な対応に努めるとともに、自らも地域活動に参加し、地域の方々から必要とされる事業所運営を目指す。

2、重点項目

- ・利用実績、収益率の維持を重点目標とし、登録者数35名、1日の平均利用者数9.5名を目指す。
- ・各居宅介護支援事業所と連携し、地域に根ざした支援を継続する。
- ・関連のある通所介護事業所や短期入所事業所等との連携を強化し、ご利用者に必要な一体的な質の高いサービスを提供する。
- ・ご利用者、ご家族並びに地域の方々や居宅介護支援事業所等から、真心を込めた質の高いサービスを提供しているデイサービスとして評価いただけるように努めるとともに、定期的な広報活動を行い、サービス内容、取り組み等の周知を図る。
- ・ご利用者状況の変化を把握できるよう担当ケアマネジャーとの情報共有を密にし、追加や振替利用、サービスの変更など迅速に対応する。

3、法人の5つの視点に対する取り組み

(1) 利用者の視点

- ・民家改修型小規模デイサービスの特色を活かし、馴染みのスタッフや安心できる環境を作ることにより、重度の認知症状であっても可能な限り在宅での生活が継続できるよう積極的に受け入れる。

- ・お一人おひとりのこれまでの生活背景を尊重し、楽しみや生きがいを感じて在宅生活が継続できるようご本人、ご家族の支援を行う。また、ご家族の介護負担軽減の為、関係機関との連携を深める。
- ・できる部分、できない部分をしっかり見極めたアセスメントを行い、通所介護計画、個別機能訓練計画を作成する。モニタリングと定期的な評価を行い、できる部分が少しでも維持でき、快適な在宅生活が送れるよう統一したケアを行う。

(2) 財務視点

- ・家電や設備の老朽化に伴う出費は否めないが、その他無駄をなくす為、予算に沿った購入ができているか、1カ月毎の積算を確認し、計画的な物品購入を進める。整理整頓、備品の管理を職員に任せすることで、職員一人ひとりの節約への意識付けを図る。
- ・職員個々の得意分野を活かした業務、役割を任せることや行事準備などには常勤職員が積極的に関わる事で効率化を図り、時間外手当の削減を図る。

(3) 人材確保と育成

- ・職員が不足した場合には、速やかに担当者に伝え、早期の補充に努める。
- ・新人職員が入った場合には、マニュアルに基づいた業務ができるよう職員教育に努める。
- ・互いに助け合い、学び合う姿勢を持ち、継続して雰囲気の良い職場環境を整える。
- ・定期的な面談を行い、個人年間目標の達成状況や自己評価など、常に目標を明確にして業務に就くことと、精神面での安定を図る。
- ・内部研修の具体的計画を立て、職員の知識・技術・コミュニケーション技能の向上に努め、多様な認知症状に対し根拠のある専門的なケアを提供する。外部研修へも積極的に参加するよう促し、勤務の調整等を行う。研修委員を中心に定期的な内部研修と外部研修報告会等を行い、知識・技術の共有と資質向上、職員個々のスキルアップを図る。

(4) 地域貢献の推進

- ・学生の職業体験やボランティア等を積極的に受け入れる。
- ・地域の夏祭りなどの行事には、可能な限り参加し、地域の一員として地域の活性化に努める。
- ・外出行事で食事等をする際には、地域の店舗を利用し、地域の活性化と関係づくりに努める。
- ・公園等散歩する機会にゴミ拾いを行い、ご利用者の達成感とともに綺麗な町づくりにも貢献する。
- ・前庭でのミニコンサートや室内外でのミニイベント開催の際には、地域の方々にも気軽にお越し頂けるよう広報紙でお知らせするとともに、事業所が楽しみや癒しの場となるよう努める。

(5) ガバナンス体制の強化

- ・法人全体の取り組みを把握し、法人職員の一員である事を意識し、責任を持って行動する。
- ・適正な事業運営、書類整備ができているか、年1回当センター職員と執行部による内部監査を行う。
- ・制度改正やご利用者ニーズをいち早く察知し、柔軟な対応を図るとともに他事業所との確認、連携を図る。

4. 内部研修及び行事予定

開催時期	内 部 研 修	行 事
4月	緊急時の対応	花見
5月	ケアプランについて	ミニコンサート・避難訓練
6月	認知症ケアについて（事例検討）	家族会
7月	移動介助について	円山動物園見学
8月	若年性認知症ケアについて	夏祭り
9月	ヒヤリハット事例検討	敬老会・外出会
10月	認知症ケアについて（事例検討）	家族会
11月	家族（介護者）の心理	避難訓練
12月	認知症ケアについて（事例検討）	クリスマス会
1月	若年性認知症ケアについて	石山神社参拝
2月	感染症及び食中毒の予防について	雪まつり見学
3月	認知症ケアについて（事例検討）	家族会
通年	外部研修に参加したスタッフから研修報告	可能な限り毎月音楽療法の日を設ける 天気の良い時は、園芸活動や外出し、季節の喚起を図る

<札幌市南区介護予防センター石山・芸術の森>

1、基本方針

地域の高齢者やその家族に対し、総合的な相談支援を実施するとともに、地域の福祉活動と連携して介護予防事業を実施し、介護予防に係る普及・啓発活動を行う。また、地域包括支援センターと連携・協力し、地域の高齢者の心身の健康維持や保健・福祉・医療の向上を図る。また、地域から利便性を認知されるとともに、地域にとって必要な事業を検討・実施し、認知度向上に繋げる。

2、本年度の重点目標

- (1) 担当地域において、介護予防センターの存在・役割、特に相談機関であることの周知を図っていく。
- (2) 事業参加者、地域関係者、関係機関等との関係構築に努める。
- (3) 転倒予防教室をはじめとする実施事業の維持、継続を図る。
- (4) 関係機関、法人内部とも連携しながら事業を進める。
- (5) 地域住民の介護予防に対する理解促進に努める。
- (6) 地域関係団体との連携を図りながら、地域での相談支援や事業実施を推進する。
- (7) 介護予防事業に関する知識・技術の向上に努め、事業実施に繋げる。

3、法人の5つの視点に対する取り組み

(1) 利用者視点

地域に一番近い相談窓口として総合的な相談支援を実施するため、普段から情報収集に努め研鑽を図る。また、地域の関係団体と介護予防の目的を共有し、適切な支援やサービスが必要な方々に関する情報収集を円滑に行う。

(2) 財務視点

予防センターの運営に必要な物を見極め、無駄を省き経費削減に努める。

(3) 人材確保と育成

専従職員、パート職員、ボランティア等が、介護予防事業に関する知識・技術の向上に努め、地域の総合相談機関及び介護予防事業実施機関として、質の向上に努める。

(4) 地域貢献の推進

担当地域での行事や町内会・老人クラブ等の集まり、転倒予防教室等事業にて、講演や介護予防教室等を実施し、介護予防の普及・啓発に努める。また、介護予防センターの存在、役割、さらには相談機関であることを周知していく。

昨年度、法人内部、石山地区福祉のまち推進センターと連携し開催したお茶の間懇談会については、平成28年度も継続して行い、さらに法人職員を講師とした出前講座をサロン等にて実施する事で、地域ニーズの発掘や連携強化に繋げる。

(5) ガバナンス体制の強化

区・地域包括支援センター等の関係機関と目的を共有し、常に情報交換を行えるよう人的、技術的な連携を図っていく。また、実施事業の活動実績等報告書類や予防センター運営に関わる書類等の提出期日を守り、安定した運営を行う。

4、業務内容

(1) 高齢者及びそのご家族からの相談支援（訪問、来所、電話）

地域の高齢者が、住み慣れた地域で安心してその人らしい生活を継続していくことができるようにするために、関係法令や地域の社会資源を把握したうえで、相談を受け、適切なサービス、機関または制度の利用に繋げていく等の支援を行う。

(2) 地域の関係団体との連携（町内会連合会、まちづくりセンター、地区社協、民児協等）

地域の高齢者の実態を把握し、継続的な支援を行うための基盤作りとして、関係団体との連携を図りネットワークを構築する。

(3) 区保健福祉課、地域包括支援センター等との連携

実施主体である南区保健福祉部や地域包括支援センター等と連携し、地域での相談支援、二次予防事業対象者の把握等、一体的に地域支援事業の推進を図っていく。

(4) 介護予防事業の実施

介護予防事業の実施については、他機関と連携しながら、法人内部とも協働し、法人としての地域貢献、認知度向上を図っていく。

① 転倒予防体操教室の開催

現在、通年で概ね第1、第3の月曜日に芸術の森会館、火曜日に石山会館、そして毎週木曜日にアクロスプラザ集会所にて転倒予防教室を開催している。このうち、参加人数が多い芸術の森地区会館会場とアクロスプラザ集会所会場については、介護予防センター職員1名体制では事故発生のリスクが高く、事故防止のための最低条件として他職員1～2名以上の支援が必要であるため、平成28年度も引き続き、有償ボランティア1名(芸術の森会館・アクロスプラザ集会所)を中心とし、地域事業部職員、法人職員等のサポートを受け、開催していく。

② 森の寺子屋の開催

地域包括支援センターとの共同による認知症への理解、認知症予防、認知症の早期発見を目的とした認知症予防教室を開催し、参加者自身のセルフケア方法、日常生活の中で実践できる予防方法等の情報提供を行う。

③ その他介護予防事業

関係機関、地域組織、法人内部の事業所・専門職種等と連携し、地域にとって必要とされる事業を検討していき、実現可能なものは積極的に実施していく。

(5) 福祉活動団体・機関が主催するイベント・研修会・会議等における講師や相談支援等の実施

介護予防に関する講話、キャラバンメイト等の講師を務め、介護予防の普及・啓発を図るとともに、地域の福祉活動、介護予防活動を支援する。

(6) 地域ケア会議の開催

担当地域での高齢者を支える体制づくりや取り組みを検討していく。